

キャタピラージャパングループの皆様へ

団体総合生活保険

被保険者数 5年連続
1,000人突破!
(ご家族・退職者を含む)

のご案内

保険料が最大
32%
割引*1

キャタピラージャパングループ限定の福利厚生制度だから、メリットがいっぱい!



“もしも”に備えて様々な補償をご用意しています。



ケガに備える
傷害補償



病気やケガに備える
医療補償



日常生活の事故に備える
個人賠償責任

がん補償

介護補償

携行品

ホールインワン・
アルバトロス費用

団体長期障害
所得補償 (GLTD)

住宅内
生活用動産

弁護士費用等
(人格権侵害等)

*1 割引の詳細は「キャタピラージャパングループ団体総合生活保険のメリット」をご確認ください。

保険期間	2023年5月1日午後4時から2024年5月1日午後4時まで（1年更新型 自動更新）
募集期間	2023年2月13日から2023年3月10日まで
保険料の 払込方法	毎月の給与より引き去ります（7月給与より引去開始/ご加入月の2ヶ月後より引去開始）。

保険期間開始後、一部の補償は補償の追加や保険金額の増額等の変更ができません。
補償の見直しは必ず上記期間内にお手続きください。

上記期間以外でご加入を希望される方は、MHI保険サービスまでご連絡ください。

代理店：MHI保険サービス株式会社

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

こんなもしもの出費に、備えていますか？

傷害補償



事故に注意していても・・・

交通事故によるケガの事故率
1,000人あたり約 **2.4**人^{*1}

入院・通院などへの資金準備があると安心です！

【保険金お支払い事例】

交通事故で20日間入院、60日間通院

入院保険金日額 5,000円
通院保険金日額 2,500円

25万円

〈受取保険金額〉

年齢一律/男女共通

保険料は月々

1,230円[※]

※FA（職種級別A）タイプの場合

上記は、東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

*1 出典 警察庁交通局「令和3年中の交通事故の発生状況」 総務省統計局「令和3年人口推計」をもとに東京海上日動にて作成。

医療補償



病気で入院したら・・・

差額
ベッド代

食事代

家族の
交通費

日用品

等

〈入院1日あたり〉
自己負担費用平均約 **23,300**円^{*1}

入院期間
平均約 **27.3**日^{*2}

いつ起こるかわからない病気やケガに備えられます！

【保険金お支払い事例】

脳内出血で手術、20日間入院

入院保険金日額 5,000円プラン

15万円

〈受取保険金額〉

30歳（男女共通）の場合

保険料は月々

500円[※]

※S1タイプの場合

上記は、東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

*1 出典：（公財）生命保険文化センター「令和元年度 生活保障に関する調査」

*2 出典：厚生労働省「令和元(2019)年医療施設（動態）調査・病院報告の概況」

家計にやさしい団体保険で、しっかり備えを！

個人 賠償責任



自転車を運転中に歩行者と接触してケガをさせた・・・

<高額賠償事例> **9,330**万円
加害者への支払い命令 *1

もしも加害者になってしまった場合に備えられます！

他にもこんなリスクが！

子どもが店の
商品を壊して
しまった

飼い犬が
他人にかみつき
ケガをさせた

等

年齢一律/男女共通

保険料は月々

160円※

※LAタイプの場合

*1 高松高等、2020年7月22日判決事例

がん補償



がんと診断されて治療のために入院した・・・

【医療費・自己負担額の例】（胃がんで15日間入院したケース）*1

医療費の自己負担額 177,976円
差額ベッド代他 133,000円

合計 約 **311,000**円

がん診断保険金があれば、あらゆる費用に活用できます！

【保険金お支払い事例】

がんと診断された場合

がん診断保険金100万円プラン
〈がん診断保険金〉

100万円

30歳(男女共通)の場合

保険料は月々

210円※

※Gタイプの場合

*1 出典：（公財）生命保険文化センター「医療保障ガイド」（2020年9月改訂版）をもとに東京海上日動にて作成
※70歳未満、月給27万円以上51.5万円未満の例
※医療費の自己負担額は高額療養費制度を利用した場合（実際の自己負担額は個別のケースにより異なります。）

キャタピラージャパングループ団体総合生活保険のメリット

- **キャタピラージャパングループの方と
そのご家族だけが加入できる制度です。**
- **最大32%の割引が適用されて保険料が割安！**
団体割引：20%適用、損害率による割引：15%適用のため保険料が割安です。
※適用される割引率は、基本補償によって異なります。詳細は「補償ラインナップ（基本補償）」の各ページをご確認ください。
- **給与天引きで便利！**
保険料は給与天引きで手続きがラクラク！
- **ご加入手続きが簡単！**
ご加入時の医師の診査は不要*1、保険料の払込みは給与引去り
- **自動セットの充実したサービス！** *2
メディカルアシストやデイリーサポート、介護アシスト等、健康・暮らしのサービスが自動セット
- **ご家族も加入できる！** *3
- **退職された後もご継続いただけます！**
(団体長期障害所得補償は、ご退職後は更新できません。)
- **必要な補償を選んで入れる（組合わせ自由）！**
- **海外でのおケガも補償されるので安心！** *4

*1 団体長期障害所得補償（GLTD）、医療補償、がん補償、介護補償にご加入の場合は加入依頼書等の質問事項（健康状態告知）にお答えいただくことでご加入いただけます。告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。天災危険補償特約および介護と仕事の両立支援特約の両方またはいずれかのみを追加する場合は、告知は不要です（他の条件に変更がない場合に限りです。）。

*2 自動セットのサービス詳細は「サービスのご案内」をご参照ください。

*3 詳細は「保険の対象となる方（被保険者）について」をご参照ください。

*4 国内のみの補償もありますのでご注意ください。

ご家族のみなさまとご相談のうえ、ご加入をご検討ください。

お手続きは裏表紙を、詳しくは次ページ以降をご確認ください。

必ずお読みください

制度の安定的な運用を図るために、ご加入者の保険金請求情報等を契約者（団体）に対して提供することがございます。また、保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがございます。

インターネットで保険に加入できます！

平日夜間、休日もお手続きいただけます。ご自宅でのお手続きも可能です！
*ただし、6：00～翌朝4：00はご利用になれませんのでご注意ください。

STEP 1

右記二次元コードまたは下記URLからアクセスできます。

<http://ezoo.jp/ds4/A0023162305>

スマートフォンでも
手続きできます！



STEP 2

「お手続きはこちらから」をクリックします。

STEP 3

右の「+」を押すと企業リストが出てきます。
その中からご自身の所属企業の「お手続きはこちら」の黄色ボタンをクリックします。

ご新規の場合

STEP 4

「お名前(漢字・フリガナ)」「生年月日」
「社員コード」を入力します。
「上記の内容で登録する」をクリックします。

STEP 5

「お手続きはこちらから」をクリックします。

既にご加入済みの場合

STEP 4

「お名前(漢字・フリガナ)」「生年月日」「社員コード」を入力します。
ご新規の場合のSTEP4と同じです。

STEP 5

メールアドレスを登録します。
「次へ進む」をクリックします。

STEP 6

ID案内メール、パスワード発行メールを受信します。ID案内メールのURLをクリックします。

ID案内メール

URL: <https://...>
ログインID: 000

PW案内メール

パスワード: 000

STEP 6

お手続きサイトにログインします。
パスワード発行メールのパスワード
を入力します。

STEP 7

「お手続きはこちらから」をクリックします。

* 画面イメージはPCでお手続きした際の一例であり、実際の画面とは異なる可能性があります。

医療補償・GLTDに 加入しやすくなっています！

なぜなら…

医療・GLTDの健康状態告知の簡素化・緩和がされています！

更新時に再告知することで
「特定疾病等不担保特約」を削除することが可能となります！

告知に該当するからとご加入を諦めていた方！

改定後告知内容

健康状態の告知が
こんなに簡素化
されています！

● 医療補償

質問 1	告知日（ご記入日）現在、病気やケガで入院中、または入院か手術をすすめられていますか。
質問 2	告知日（ご記入日）より過去 1 年以内に病気で、継続して 10 日以上入院をしたことがありますか。

● GLTD（団体長期障害所得補償）

質問 1	告知日（ご記入日）現在、病気やケガで入院中、または入院か手術をすすめられていますか。
質問 2	告知日（ご記入日）より過去 1 年以内に病気で、継続して 10 日以上入院をしたことがありますか。
質問 3	告知日（ご記入日）より過去 2 年以内に ●「がん」、「上皮内がん」または「精神の病気（アルコール・薬物依存を含む）」と医師に診断されたことがありますか。 ●「がん」、「上皮内がん」または「精神の病気（アルコール・薬物依存を含む）」のため、医師から検査(注 1)・治療（投薬の指示を含みます）を受けるように指導されたことがありますか。 (注 1) 検査結果が異常ななかった場合は「なし」となります。ただし、検査の結果が判明していない場合や経過観察中の場合は「あり」となります。 ※「がん」または「上皮内がん」に含めて告知いただきたい病気の例 がん：悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫 上皮内がん：上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頸部の高度異形成

POINT!

全項目が「なし」の場合、
お申込みいただけます。

がん補償も加入しやすくなりました！

なぜなら…

告知の質問項目数が大幅に削減されました！

告知の対象が「がんリスクに関する病気・症状」に限定されました！

告知に該当するからとご加入を諦めていた方！

改定後告知内容

健康状態の告知が
大幅に**簡素化**
されました！

●改定後の質問

質問 1	今までに「がん」または「上皮内がん」と医師に診断されたことがありますか。*1
質問 2	告知日（ご記入日）より過去2年以内に以下のいずれかに該当したことがありますか。 ①健康診断・人間ドックにおいて以下の検査を受けた結果、臓器もしくは検査結果の異常（要治療・要精密検査・1年以内の要再検査をいいます。）を指摘されたこと*2 ②医師の診察の結果、別表の病気や所見、症状により継続して診察（服薬・治療を含みます）・検査を受けるように指導されたこと

*1「がん」または「上皮内がん」に含めて告知いただきたい病気の例、*2 上記は健康状態告知書の抜粋です。対象となる検査は「健康状態告知書」でご確認ください。

●改定後の告知対象（質問 2 ②の対象となる病気や症状）

病気 や 所見	ポリープ・しゅよう等	しゅよう※1、結節※1、腫瘤※1(しゅりゅう)、GIST(ジスト、ギスト)、カルチノイド、異形成、白板症、多発性ポリープ(ポリポージス) ※2、病理検査や細胞診での異常
	消化器系の病気	肝硬変、慢性肝炎、肝機能障害（入院や治療を伴うもの）、慢性アルコール性肝機能障害、NASH(非アルコール性脂肪肝炎)、アルコール性肝炎、門脈圧亢進症、食道静脈瘤
	呼吸器系の病気	COPD(慢性閉塞性肺疾患)、肺気腫、慢性気管支炎、肺線維症、じん肺、けい肺、間質性肺炎
	腎臓の病気	慢性腎機能障害、慢性腎不全、慢性腎炎、尿毒症
	その他	B型肝炎ウイルスキャリア、C型肝炎ウイルスキャリア、貧血(鉄欠乏性貧血を除きます)
症状※3		しこり、出血(不正出血、喀血、吐血、下血、肉眼的血尿)、黄疸

※1「がん、上皮内がん、または異形成」とは異なる病気と診断された場合は「なし」となります。

※2 大腸などひとつの臓器に多数のポリープが存在する状態をいいます。

※3「がん、上皮内がん、もしくは異形成」とは異なる病気と診断された場合、またはその症状に対する診察（服薬・治療を含みます）・検査の結果、告知日時点で医師による診察（服薬・治療を含みます）・検査が終了している場合は「なし」となります。

POINT!

全項目が「なし」の場合、
お申込みいただけます。

はじめて加入される方へ おすすめプラン

どれに加入したらいいの？（加入例）

自転車事故が心配！
まずは補償を限定して
加入したい

傷害補償
交通事故等
限定プラン
本人型
JHタイプ
310円

個人賠償責任
弁護士費用等
補償特約付き
家族型
LBタイプ
310円

合計保険料
月々
620円

※保険料は男女共通、年齢一律

日常からレジャーまで、
幅広く事故に備えたい

傷害補償
本人型
(職種級別A)
FBタイプ
1,440円

個人賠償責任
弁護士費用等
補償特約付き
家族型
LBタイプ
310円

携行品
本人型
PAタイプ
50円

合計保険料
月々
1,800円

※保険料は男女共通、年齢一律

病気のリスクに
備えたい方へ

医療補償
本人型
S2Aタイプ
600円

がん補償
本人型
Gタイプ
120円

合計保険料
月々
720円

※25歳男性の場合の保険料

病気やケガで
働けない場合にも
備えたい

長期障害所得
補償 (GLTD)
本人型
K95タイプ
920円

合計保険料
月々
920円

※25歳男性、1口の場合の保険料

介護にも
備えたい

介護補償
本人型
NHタイプ
80円

合計保険料
月々
80円

※40歳男性の場合の保険料

加入例いずれかでも、複数でもご加入いただけます。*1

お得な家族型のタイプもご用意しています。詳しくは各補償のページをご確認ください。

※このページで示すプランは、保険の加入・見直しポイントの一例を単純なモデルで示したものです。ご自身・ご家族の状況に合わせてお使いください。また、このページで示した各タイプの補償内容の詳細は、「補償ラインナップ(基本補償) / 保険金額・保険料表」「団体総合生活保険 補償の概要等」のページをご確認ください。

※ご自身の保険料は各補償の「保険金額・保険料表」でご確認ください。また、家族型等を選択することも可能ですので、「保険金額・保険料表」でご確認ください。

*1 ただし、傷害補償、個人賠償責任は、「保険の対象となる方ご本人」お一人につき、いずれか1タイプのみご加入できます。

目 次

保険の対象となる方（被保険者）について P.10
補償ラインナップ（基本補償） P.11～

からだに関する補償

 傷害補償 （ケガへの備え） P.11
 医療補償 （病気やケガへの備え） P.14
 がん補償 （がんのリスクへの備え） P.18
 団体長期障害所得補償（GLTD） （長期就業障害時の所得減少への備え） P.19
 介護補償 （介護への備え） P.23

賠償・財産・費用に関する補償

 個人賠償責任 （他人への賠償責任への備え） P.29
 弁護士費用等（人格権侵害等） P.30
 携行品 （身の回り品への備え） P.31
 住宅内生活用動産 （自宅内家財への備え） P.32
 ホールインワン・アルバトロス費用 P.32

サービスのご案内	... P.33	ご加入内容確認事項（意向確認事項）	... P.60
告知の大切さに関するご案内	... P.36	事故のご連絡・ご相談・保険金のご請求	... P.61
団体総合生活保険 補償の概要等	... P.37	よくあるご質問	... P.62
重要事項説明書	... P.55	団体総合生活保険 商品改定のご案内	... P.65
		お申込み方法	... 裏表紙

保険の対象となる方（被保険者）について

1. 「保険の対象となる方（被保険者）ご本人*1」としてご加入いただける方

	本人型	家族型補償（本人型以外）	
		傷害補償	賠償・財産・費用に関する補償*2
① キャタピラー・ジャパン合同会社およびその系列会社の役員・従業員	○	○	○
② ①の方のご家族	配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟	○	○
	①の方と同居されているご親族・使用人の方	○	×

*1 保険の対象となる方（被保険者）ご本人*1について年齢*3等の加入条件がある補償があります。詳細は「補償ラインナップ（基本補償）」の各ページをご確認ください。

*2 対象となる系列会社については、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

*3 加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」として記載された方をいいます。

*4 個人賠償責任、携行品、住宅内生活用動産、ホールインワン・アルパトロス費用、弁護士費用等（人格権侵害等）をいいます。

*5 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

2. 保険の対象となる方（被保険者）の範囲

保険の対象となる方（被保険者）の範囲は、基本補償ごとの「型」により以下のとおりとなります。

*基本補償により、選択可能な「型」が異なります。「補償ラインナップ（基本補償）」の各ページをご確認ください。

■ 傷害補償、介護補償、団体長期障害所得補償（GLTD）、所得補償、賠償・財産・費用に関する補償

	本人型	夫婦型	家族型
① ご本人*1	○	○	○
② ご本人*1の配偶者	—	○	○
③ ご本人*1またはその配偶者の同居のご親族	—	—	○
④ ご本人*1またはその配偶者の別居の未婚のお子様	—	—	○

*1 保険の対象となる方の続柄は、傷害または損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

*2 個人賠償責任において、ご本人*1が未成年者または保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます（未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。）。

*3 加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」として記載された方をいいます。

■ 医療補償、がん補償

	本人型
① ご本人*1	○
② ご本人*1の配偶者	—
③ ご本人*1のお子様	—

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」として記載された方をいいます。

【「保険の対象となる方（被保険者）について」における用語の解説】

(1) 配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含まれます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚約とは異なります。）。

① 婚姻意思*1を有すること ② 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

(2) 親族：6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます（配偶者を含まません。）。

(3) 未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*1 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

補償ラインナップ（基本補償）



傷害補償（ケガへの備え）

※「保険の対象となる方ご本人」お1人につき、下記プランいずれかから1タイプをお選びください。



日常生活全般プラン

国内外での「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガをした場合に保険金をお支払いします。

例えば…・交通事故によるケガ ・工作中的のケガ ・家庭内でのケガ
・旅行中のケガ ・スポーツ中のケガ

【天災危険補償特約】 <追加補償>

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によりケガをした場合に、死亡・後遺障害・入院・手術・通院の各保険金をお支払いします。



交通事故等限定プラン [交通事故傷害危険のみ補償特約セット]

国内外での交通事故等*1により、保険の対象となる方がケガをした場合に保険金をお支払いします。

*1 交通事故等の定義については、「補償の概要等」をご確認ください。
例えば…・クルマにはねられたときのケガ・駅の改札口に入ってから出るまでのケガ



ゴルフ中等限定プラン [ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約セット]

国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、競技または指導中に「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガをした場合に保険金をお支払いします。

例えば…スイングした拍子に転んだときのケガ

死亡・後遺障害

ケガで死亡したり後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。

入院・手術

ケガで入院*1したり手術*2を受けた場合に保険金をお支払いします。

*1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。
*2 事故の日から180日以内に受けた手術に限り。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

通院

ケガで通院*3した場合に保険金をお支払いします。

*3 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額・保険料表 (1口あたり)

保険期間：1年間
 団体割引：20%、損害率による割引：15%

32%
 割引

プラン		日常生活全般プラン					
型		本人型		夫婦型		家族型	
タイプ名		FA	FB	KA	KB	KC	KD
職種級別*1		A	A	A	A	A	A
加入限度口数		2口	2口	2口	2口	2口	2口
天災危険補償特約		—	○	—	○	—	○
交通事故傷害危険のみ補償特約		—	—	—	—	—	—
ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約		—	—	—	—	—	—
ご本人	死亡・後遺障害保険金額	500万円	500万円	500万円	500万円	350万円	350万円
	入院保険金日額*2(1日あたり)	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
	通院保険金日額(1日あたり)	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円
配偶者	死亡・後遺障害保険金額	—	—	500万円	500万円	350万円	350万円
	入院保険金日額*2(1日あたり)	—	—	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
	通院保険金日額(1日あたり)	—	—	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円
ご親族	死亡・後遺障害保険金額	—	—	—	—	350万円	350万円
	入院保険金日額*2(1日あたり)	—	—	—	—	5,000円	5,000円
	通院保険金日額(1日あたり)	—	—	—	—	2,500円	2,500円
保険料(月払)		1,230円	1,440円	2,260円	2,680円	3,850円	4,500円

プラン		ゴルフ中等 限定プラン	交通事故等限定プラン	
型		本人型	本人型	家族型
タイプ名		GL	JH	JK
加入限度口数		2口	2口	2口
天災危険補償特約		—	—	—
交通事故傷害危険のみ補償特約		—	○	○
ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約		○	—	—
ご本人	死亡・後遺障害保険金額	500万円	300万円	300万円
	入院保険金日額*2(1日あたり)	7,500円	2,500円	2,500円
	通院保険金日額(1日あたり)	5,000円	2,000円	2,000円
配偶者	死亡・後遺障害保険金額	—	—	300万円
	入院保険金日額*2(1日あたり)	—	—	2,500円
	通院保険金日額(1日あたり)	—	—	2,000円
ご親族	死亡・後遺障害保険金額	—	—	300万円
	入院保険金日額*2(1日あたり)	—	—	2,500円
	通院保険金日額(1日あたり)	—	—	2,000円
保険料(月払)		40円	310円	770円

※損害率による割引は、天災危険補償特約には適用されません。

※各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「—」の記載がある特約はセットしておりません。

*1 「日常生活全般プラン」の保険料は、保険の対象となる方ご本人の職種級別によって異なります。表示の保険料は職種級別 A（事務従事者、学生、家事従事者等、職種級別 B 以外）の方を対象としたものです。職種級別 B（自動車運転者、建設作業員、農林業作業員、漁業作業員、採鉱・採石作業員、木・竹・草・つる製品製造作業員）の方は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

なお、夫婦型、家族型において、保険の対象となる方ご本人が職種級別 B に該当するときは、他の方を保険の対象となる方ご本人とすることにより、保険料が安くなる場合がありますので、詳しくは《お問い合わせ先》までご連絡ください。

*2 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の 10 倍（入院中の手術）または 5 倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。



自転車プラン（傷害・賠償・費用）

自転車に乗る方へおすすめ！

自転車走行中のご自身のケガと、走行中にケガをさせてしまった場合の賠償リスクに備えられます。さらに、弁護士費用等補償特約で被害者になっても安心です。

※自転車保険（個人賠償責任補償等）への加入を義務付ける条例に対応したプランです。

ケガをした時も （傷害補償）



自転車で走行中に転倒してケガをした等

加害者になっても （個人賠償責任）

示談交渉サービス付き！*1



自転車走行中に誤って他人に衝突しケガをさせた等

*1 国内の事故のみ

被害者になっても （弁護士費用等補償）



自転車に轢かれ、大けがを負ったが、相手が保険に加入しておらず何も対応してもらえないので、損害賠償請求したい等

1. 傷害補償のタイプを選択ください。

日常生活全般のケガに備える場合は「日常生活全般プラン」を。

自転車事故等の交通事故のケガのみに備える場合は「交通事故等限定プラン」を。

保険期間：1年間、団体割引：20%、
損害率による割引：15%

プラン	日常生活全般プラン			交通事故等限定プラン	
	本人型	夫婦型	家族型	本人型	家族型
タイプ名	FA	KA	KC	JH	JK
加入限度口数	2口	2口	2口	2口	2口
保険料(月払)(1口)	1,230円	2,260円	3,850円	310円	770円

※「日常生活全般プラン」の保険料は、保険の対象となる方ご本人の職種級別によって異なります。表示の保険料は職種級別A（事務従事者等）の方の保険料となります。職種級別B（自動車運転者等）の保険料や、加入限度口数は「傷害補償」の「保険金額・保険料表」をご確認ください。

2. 個人賠償責任のタイプを選択ください。

相手への賠償責任&自分のもらい事故等にも備える場合はLBタイプを選択ください。

保険期間：1年間、団体割引：20%、
損害率による割引：15%
※ご加入口数は1口のみです。

プラン	日常生活全般プラン （弁護士費用等補償特約付）
型	家族型
タイプ名	LB
保険金額	国内：無制限 国外：1億円
弁護士費用等(人格権侵害等)	300万円
保険料(月払)(1口)	310円

※現在、日常生活全般プラン（弁護士費用等補償特約無（LA））または、ゴルフ中等限定プランに加入の方で弁護士費用等補償特約付のプランへの変更をご希望の方は、今回の一斉募集時のみ変更ができます！保険期間中に変更することはできませんのでご注意ください。

ご加入例

■保険料をおさえたい方

	タイプ	保険料 (月払)	合計保険料
個人賠償責任補償 (日常生活全般プラン 弁護士費用等補償特約付)	LB	310円	620円
傷害補償 (交通事故等限定プラン)	JH	310円	

■幅広く・しっかり備えておきたい方

	タイプ	保険料 (月払)	合計保険料
個人賠償責任補償 (日常生活全般プラン 弁護士費用等補償特約付)	LB	310円	1,540円
傷害補償 (日常生活全般プラン)	FA	1,230円	

※各タイプの補償内容等については、「傷害補償」「個人賠償責任」のページでご確認ください。

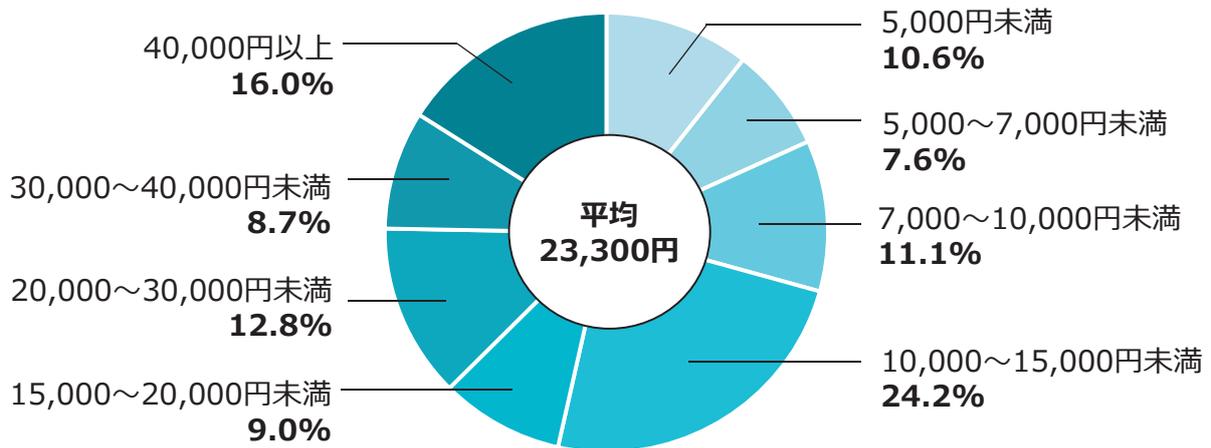
保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

もしもの病気のリスクに備えて 「医療補償」があると安心です。

入院費って
いくらぐらいかかるの？

入院時の1日あたりの自己負担費用

[集計ベース：過去5年間に入院し、自己負担費用を支払った人（高額療養費制度を利用した人および利用しなかった人（適用外含む））]

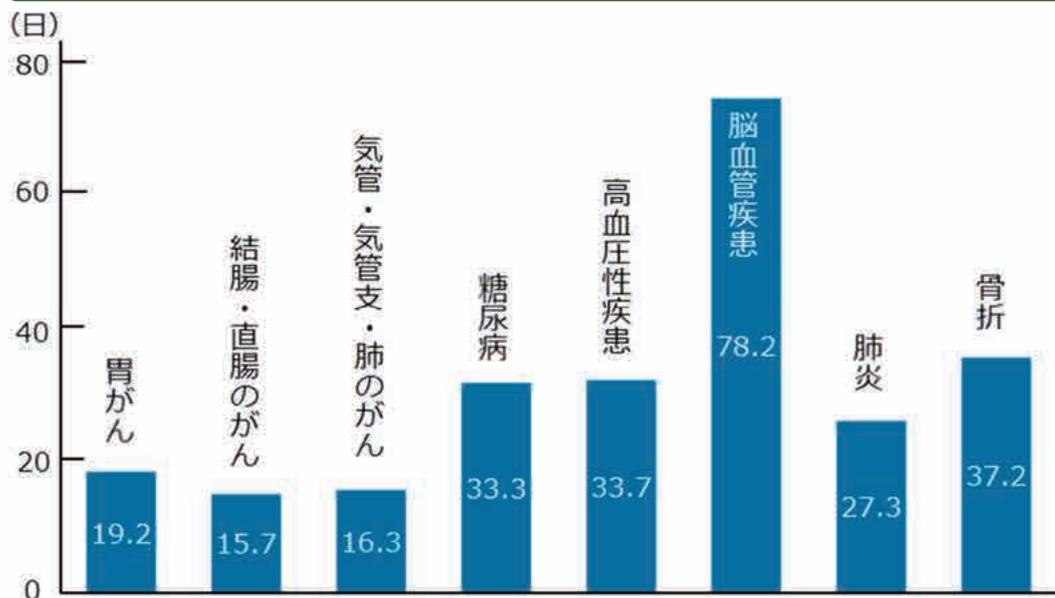


※治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費（見舞いに来る家族の交通費も含まれます。）や衣類、日用品費等を含みます。
※高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額となります。

【出典】（公財）生命保険文化センター「令和元年度 生活保障に関する調査」

さらに 病気によっては入院期間が長くなります。

退院患者平均在院日数



【出典】「平成29年患者調査」（厚生労働省）をもとに東京海上日動にて作成

だから 入院や手術を補償する「医療補償」だと安心です。



医療補償（病気やケガへの備え）



病気やケガで入院・手術をした場合等に保険金をお支払いします。

疾病入院	<p>病気で入院したときに1日目から保険金をお支払いします。</p> <p>※1回の入院について180日を限度とします。</p>
疾病手術	<p>病気で手術*1をしたときに保険金をお支払いします。</p> <p>*1 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。</p> <p>*2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。</p>
放射線治療	<p>病気やケガで放射線治療を受けたときに保険金をお支払いします。</p> <p>※血液照射を除きます。複数回を受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。</p>
傷害入院	<p>ケガで入院したときに1日目から保険金をお支払いします。</p> <p>※1回の入院について180日を限度とします。</p>
傷害手術	<p>ケガで手術*1をしたときに保険金をお支払いします。</p> <p>*1 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。</p> <p>*2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。</p>
退院後通院	<p>病気やケガで入院し、退院後、退院日の翌日から180日以内に通院したときに保険金をお支払いします。</p> <p>※1回の入院後の通院について90日を限度とします。</p> <p>※「傷害不担保特約」をセットされる場合は、ケガによる入院後の通院に対しては保険金をお支払いしません。</p>
先進医療	<p>病気やケガで先進医療*1を受けたときに保険金をお支払いします。</p> <p>※保険金のお支払いは定額払いです。被保険者が受けた先進医療の技術に係わる費用に応じて、疾病入院保険金日額の10～610倍をお支払いいたします。</p> <p>*1 対象となる先進医療については、「補償の概要等」をご確認ください。</p>
成人病入院	<p>がん、糖尿病、心疾患等、所定の成人病で入院したときに1日目から保険金をお支払いします。</p> <p>※1回の入院について180日を限度とします。</p>
成人病手術 成人病放射線治療	<p>がん、糖尿病、心疾患等、所定の成人病で手術*1や放射線治療*2をしたときに保険金をお支払いします。</p> <p>*1 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*3 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。</p> <p>*2 血液照射を除きます。放射線治療を複数回を受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。</p> <p>*3 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。</p>

保険金額・保険料表 (1口あたり)

保険期間：1年間
 団体割引：20%、損害率による割引：15%
 型：本人型、加入限度口数：2口、男女共通



タイプ名			病気に備える基本プラン		退院後の通院費用にも備えるプラン		
			S1	S2	S1A	S2A	
ご本人	疾病入院保険金日額(1日あたり)		5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	
	疾病手術 保険金額	重大手術*1	20万円	20万円	20万円	20万円	
		上記以外 の手術	入院中	5万円	5万円	5万円	5万円
			入院中以外	2.5万円	2.5万円	2.5万円	2.5万円
	放射線治療保険金額		5万円	5万円	5万円	5万円	
	退院後通院保険金日額(1日あたり)		—	—	3,000円 (傷害不担保*2)	3,000円 (傷害不担保*2)	
	先進医療保険金額		—	5~305万円	—	5~305万円	
	成人病入院保険金日額(1日あたり)		—	5,000円	—	5,000円	
	成人病手術保険金額	入院中	—	5万円	—	5万円	
		入院中以外	—	2.5万円	—	2.5万円	
成人病放射線治療保険金額		—	5万円	—	5万円		
保険料 (月払)	0~4歳		390円	420円	420円	450円	
	5~9歳		280円	310円	310円	340円	
	10~14歳		250円	280円	280円	310円	
	15~19歳		300円	340円	330円	370円	
	20~24歳		440円	490円	480円	530円	
	25~29歳		470円	550円	520円	600円	
	30~34歳		500円	600円	560円	660円	
	35~39歳		540円	680円	610円	750円	
	40~44歳		620円	820円	710円	910円	
	45~49歳		840円	1,150円	950円	1,260円	
	50~54歳		1,100円	1,570円	1,260円	1,730円	
	55~59歳		1,560円	2,300円	1,820円	2,560円	
	60~64歳		2,270円	3,380円	2,670円	3,780円	
	65~69歳		3,120円	4,760円	3,730円	5,370円	
	70~74歳		4,300円	6,630円	5,390円	7,720円	
	75~79歳		5,510円	8,520円	6,970円	9,980円	
	80~84歳		7,050円	10,940円	8,580円	12,470円	
85~89歳		7,420円	12,610円	8,950円	14,140円		
90~94歳(更新のみ)		8,420円	15,270円	9,950円	16,800円		

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*3によって異なります。
 ※各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「—」の記載がある特約はセットしていません。
 ※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*3が0歳以上満89歳以下*4の方に限ります。

- *1 対象となる重大手術については、「補償の概要等」をご確認ください。
- *2 ケガによる入院後の通院に対しては保険金をお支払いしません。
- *3 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。
- *4 更新契約の場合は、更新時の保険の対象となる方ご本人の年齢が満94歳以下とします。

保険金額・保険料表 (1口あたり)

保険期間：1年間
 団体割引：20%、損害率による割引：15%
 型：本人型、加入限度口数：2口、男女共通



タイプ名		病気とケガに備えるプラン					
		K1	K1A	K2	K2A		
本人	疾病入院保険金日額(1日あたり)		5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	
	疾病手術 保険金額	重大手術*1	20万円	20万円	20万円	20万円	
		上記以外 の手術	入院中	5万円	5万円	5万円	5万円
			入院中以外	2.5万円	2.5万円	2.5万円	2.5万円
	放射線治療保険金額		5万円	5万円	5万円	5万円	
	傷害入院保険金日額(1日あたり)		5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	
	傷害手術 保険金額	重大手術*1	20万円	20万円	20万円	20万円	
		上記以外 の手術	入院中	5万円	5万円	5万円	5万円
			入院中以外	2.5万円	2.5万円	2.5万円	2.5万円
	退院後通院保険金日額(1日あたり)		—	3,000円	—	3,000円	
	先進医療保険金額		—	—	5~305万円	5~305万円	
	成人病入院保険金日額(1日あたり)		—	—	5,000円	5,000円	
	成人病手術 保険金額	入院中	—	—	5万円	5万円	
		入院中以外	—	—	2.5万円	2.5万円	
成人病放射線治療保険金額		—	—	5万円	5万円		
保険料 (月払)	0~4歳		570円	640円	600円	670円	
	5~9歳		460円	530円	490円	560円	
	10~14歳		430円	500円	460円	530円	
	15~19歳		480円	550円	520円	590円	
	20~24歳		620円	700円	670円	750円	
	25~29歳		650円	740円	730円	820円	
	30~34歳		680円	780円	780円	880円	
	35~39歳		720円	830円	860円	970円	
	40~44歳		800円	930円	1,000円	1,130円	
	45~49歳		1,020円	1,170円	1,330円	1,480円	
	50~54歳		1,280円	1,480円	1,750円	1,950円	
	55~59歳		1,740円	2,040円	2,480円	2,780円	
	60~64歳		2,450円	2,890円	3,560円	4,000円	
	65~69歳		3,300円	3,950円	4,940円	5,590円	
	70~74歳		4,480円	5,610円	6,810円	7,940円	
	75~79歳		5,690円	7,190円	8,700円	10,200円	
	80~84歳		7,230円	8,800円	11,120円	12,690円	
85~89歳		7,600円	9,170円	12,790円	14,360円		
90~94歳(更新のみ)		8,600円	10,170円	15,450円	17,020円		

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*2によって異なります。
 ※各タイプにつき、「金額」または「〇」の記載がある特約はセットしており、「—」の記載がある特約はセットしておりません。
 ※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*2 が0歳以上満89歳以下*3の方に限ります。

- *1 対象となる重大手術については、「補償の概要等」をご確認ください。
- *2 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。
- *3 更新契約の場合は、更新時の保険の対象となる方ご本人の年齢が満94歳以下とします。



がん補償（がんのリスクへの備え）

がんと診断確定された場合*1に、保険金をお支払いします。

*1 継続前契約で既に診断確定されたがんが一旦治ゆした後の再発・転移や、新たながんが生じたときでも保険金をお支払いします。ただし、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは保険金をお支払いできません。詳しくは「補償の概要等」のページをご確認ください。



<特長>

- がんのリスクに備えて
 - ・がん診断保険金でがんにかかる費用に備えます。
 - ・「上皮内新生物」や「白血病」も補償対象になります。

がんと**診断**されたら… (診断保険金額) がんと診断確定*1されたとき、入院の有無にかかわらず保険金（一時金）として **100万円**

がん診断

がんと診断確定*1されたときに保険金（一時金）をお支払いします。なお、継続前契約で既に診断確定されたがんが一旦治ゆした後の再発・転移や、新たながんが生じたときでも保険金をお支払いします。*2

*1 がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。

*2 支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは保険金をお支払いできません。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間

団体割引：20%、損害率による割引：15%

※ご加入口数は1口のみです。

型	本人型	
性別	男性・女性共通	
タイプ名	G	
がん診断保険金額	100万円	
保険料 (月払)	5～9歳	100円
	10～14歳	160円
	15～19歳	120円
	20～24歳	60円
	25～29歳	120円
	30～34歳	210円
	35～39歳	300円
	40～44歳	440円
	45～49歳	620円
	50～54歳	1,000円
	55～59歳	1,560円
	60～64歳	2,270円
	65～69歳	3,030円
	70～74歳	3,760円
75～79歳	4,540円	
80～84歳	5,340円	
85～89歳	6,100円	

32%
割引

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*1によって異なります。
※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*1が満5歳以上満89歳以下の方に限ります。

*1 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

保険金をお支払いする主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。



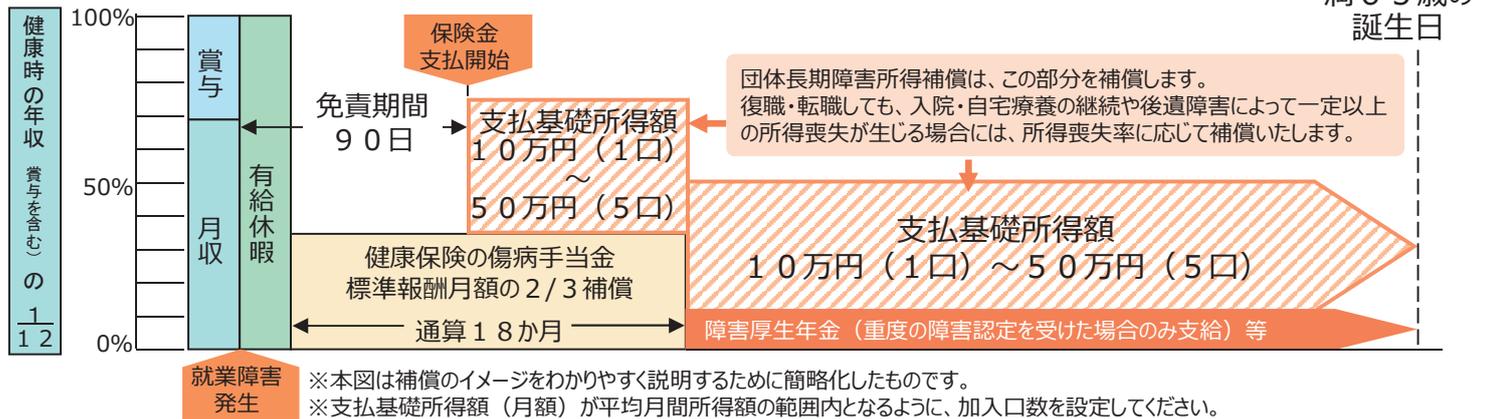
団体長期障害所得補償（GLTD）（定額型）

病気やケガで働けなくなり、その期間が免責期間*1（90日）を超えた場合にK90・C90タイプは最長満60歳の誕生日まで、K95・C95タイプは最長満65歳の誕生日まで長期間にわたり保険金をお支払いします。

ただし、保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間は、K90・C90タイプは55歳以上の場合は3年、K95・C95タイプは60歳以上の場合は3年となります。

*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。

<補償のイメージ> ※C95タイプの場合



[認知症・メンタル疾患補償特約] <追加補償>

メンタルヘルス不調等の精神障害の場合に保険金をお支払いします。*1
*1 ただし、アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害は補償の対象となりません。また、保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間は2年となります。

[天災危険補償特約] <追加補償>

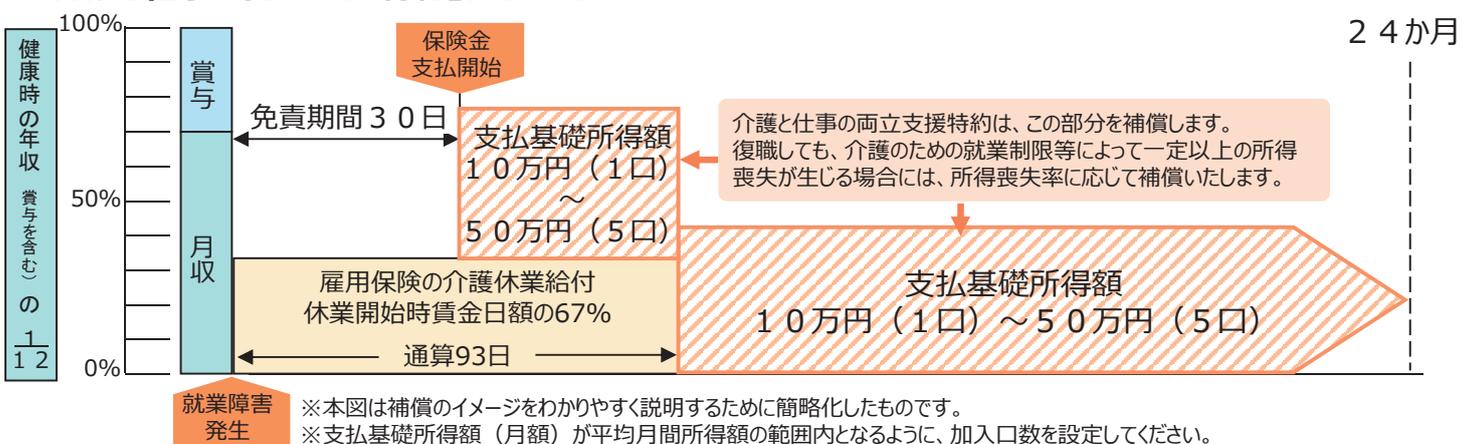
地震もしくは噴火またはこれらによる津波により病気やケガをした場合に保険金をお支払いします。

[介護と仕事の両立支援特約] (K90・K95タイプ)

親族*1の介護のために働けなくなった場合に保険金をお支払いします。*2
免責期間*3は30日となります。

- *1 対象となる親族については、「補償の概要等」の介護対象者をご確認ください。
- *2 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間は24か月となります。
- *3 保険金をお支払いしない期間をいいます。

<「介護と仕事の両立支援特約」補償のイメージ>



<介護と仕事の両立支援特約にご加入いただける方>

以下の方が介護と仕事の両立支援特約にご加入いただけます。ご不明な場合には、就業規則等をご確認のうえ、人事部門等にご確認ください。

- ・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」において、介護による休業または就業制限が認められている方
- ・上記のほか、就業規則等において介護による休業または就業制限が認められている方

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

補償される金額（支払基礎所得額）・保険料表（1口あたり）

保険期間：1年間

てん補期間*1：K90・C90タイプの場合は60歳の誕生日まで（55歳～59歳は3年間）

K95・C95タイプの場合は65歳の誕生日まで（60歳～64歳は3年間）

団体割引：20%



型		本人型			
性別		男性			
タイプ名		K90	K95	C90	C95
てん補期間*1		60歳の誕生日まで*2	65歳の誕生日まで*3	60歳の誕生日まで*2	65歳の誕生日まで*3
免責期間		90日	90日	90日	90日
加入限度口数		5口	5口	5口	5口
支払基礎所得額(月額)		10万円	10万円	10万円	10万円
認知症・メンタル疾患補償特約 (精神障害補償特約(D)) (てん補期間*1:2年)		○	○	○	○
介護と仕事の両立支援特約 (免責期間:30日、 てん補期間*1:24か月)		○	○	—	—
介護と仕事の両立支援特約 支払基礎所得額(月額)		10万円	10万円	—	—
天災危険補償特約		○	○	○	○
保険料 (月払)	15～24歳	850円	870円	830円	850円
	25～29歳	890円	920円	850円	880円
	30～34歳	990円	1,040円	910円	960円
	35～39歳	1,300円	1,380円	1,140円	1,220円
	40～44歳	1,930円	2,120円	1,610円	1,800円
	45～49歳	2,850円	3,320円	2,210円	2,680円
	50～54歳	3,800円	4,930円	2,560円	3,690円
	55～59歳	4,480円	6,590円	2,390円	4,500円
	60～64歳	—	7,520円	—	4,290円

※支払基礎所得額は、平均月間所得額*4の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。

※各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「—」の記載がある特約はセットしておりません。

※保険料は保険の対象となる方ご本人の年齢*5や性別によって異なります。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*5が、K90・C90タイプの場合は満15歳以上満59歳以下の方、K95・C95タイプの場合は満15歳以上満64歳以下の方に限ります。

*1 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。

*2 ただし、55歳以上の場合は3年間となります。

*3 ただし、60歳以上の場合は3年間となります。

*4 直前12か月における保険の対象となる方（被保険者）ご本人の所得*6の平均月額をいいます。

*5 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

*6 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

補償される金額（支払基礎所得額）・保険料表（1口あたり）

保険期間：1年間

てん補期間*1：K90・C90タイプの場合は60歳の誕生日まで（55歳～59歳は3年間）

K95・C95タイプの場合は65歳の誕生日まで（60歳～64歳は3年間）

団体割引：20%



型	本人型				
性別	女性				
タイプ名	K90	K95	C90	C95	
てん補期間*1	60歳の誕生日まで*2	65歳の誕生日まで*3	60歳の誕生日まで*2	65歳の誕生日まで*3	
免責期間	90日	90日	90日	90日	
加入限度口数	5口	5口	5口	5口	
支払基礎所得額(月額)	10万円	10万円	10万円	10万円	
認知症・メンタル疾患補償特約 (精神障害補償特約(D)) (てん補期間*1:2年)	○	○	○	○	
介護と仕事の両立支援特約 (免責期間:30日、 てん補期間*1:24か月)	○	○	—	—	
介護と仕事の両立支援特約 支払基礎所得額(月額)	10万円	10万円	—	—	
天災危険補償特約	○	○	○	○	
保険料 (月払)	15～24歳	550円	560円	530円	540円
	25～29歳	720円	750円	680円	710円
	30～34歳	980円	1,040円	900円	960円
	35～39歳	1,500円	1,630円	1,340円	1,470円
	40～44歳	2,380円	2,680円	2,060円	2,360円
	45～49歳	3,430円	4,100円	2,790円	3,460円
	50～54歳	4,240円	5,670円	3,000円	4,430円
	55～59歳	4,580円	6,870円	2,490円	4,780円
	60～64歳	—	7,230円	—	4,000円

※支払基礎所得額は、平均月間所得額*4の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。

※各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「—」の記載がある特約はセットしておりません。

※保険料は保険の対象となる方ご本人の年齢*5や性別によって異なります。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*5が、K90・C90タイプの場合は満15歳以上満59歳以下の方、K95・C95タイプの場合は満15歳以上満64歳以下の方に限ります。

*1 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。

*2 ただし、55歳以上の場合は3年間となります。

*3 ただし、60歳以上の場合は3年間となります。

*4 直前12か月における保険の対象となる方（被保険者）ご本人の所得*6の平均月額をいいます。

*5 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

*6 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。



所得補償（病気やケガで働けない時への備え）

更新のみ



病気やケガで働けなくなり、その期間が免責期間*1（7日）を超えた場合に、最長1年保険金をお支払いします。*2

*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。

*2 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても保険金をお支払いします。

保険金額・保険料表（1口あたり）

保険期間：1年間

団体割引：20%、損害率による割引：15%

更新専用タイプ

こちらのタイプは新規のお申込みは終了しています。すでにご加入いただいている方の更新のみお取扱しております。

型		本人型			
タイプ名		SA			
職種		一般事務 従事者等 (基本級別1級)	電気機械器具 組立・修理 作業者等 (基本級別2級)	金属加工 作業者等 (基本級別3級)	高所 作業者等 (基本級別4級)
てん補期間*1		1年	1年	1年	1年
免責期間		7日	7日	7日	7日
加入限度口数		99口	99口	99口	99口
所得補償保険金額(月額)		1万円	1万円	1万円	1万円
保険料 (月払)	20~24歳	50円	60円	70円	90円
	25~29歳	60円	70円	80円	100円
	30~34歳	70円	90円	100円	120円
	35~39歳	90円	110円	120円	150円
	40~44歳	120円	130円	160円	190円
	45~49歳	140円	160円	190円	230円
	50~54歳	160円	180円	210円	260円
	55~59歳	170円	200円	230円	280円
	60~64歳	180円	210円	240円	300円
65~69歳	270円	310円	360円	440円	

※所得補償保険金額は、平均月間所得額*2の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。

※保険料は保険の対象となる方ご本人の職種や年齢*3によって異なります。表示の保険料は、基本級別1級（一般事務従事者等）の方、基本級別2級（電気機械器具組立・修理・作業者等）の方、基本級別3級（金属加工作業者等）の方、基本級別4級（高所作業者等）の方を対象としたものです。それ以外の方は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*3が満15歳以上の方に限ります。

*1 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。

*2 直前12か月における保険の対象となる方ご本人の所得*4の平均月額をいいます。

*3 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

*4 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

もしもの介護に備えて

公的介護保険制度とは

介護補償（年金払介護）、
介護補償（一時金払介護） 共通

【公的介護保険制度の概要】

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

【公的介護保険制度の被保険者（加入者）と受給要件】

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下*1	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病（16種類の特定疾病）による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ● 要介護状態（寝たきり、認知症等で介護が必要な状態） ● 要支援状態（日常生活に支援が必要な状態）

*1 公的医療保険（国民健康保険・被用者保険）の加入者である必要があります。

【公的介護保険制度における要介護（要支援）状態区分について】

公的介護保険制度における要介護（要支援）状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

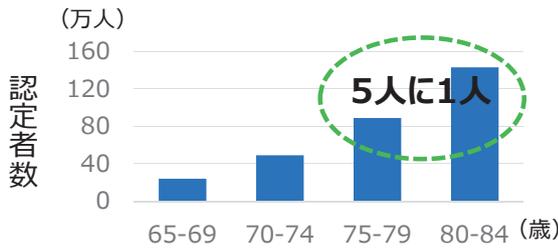
状態区分	状態像
非該当（自立）	歩行や起き上がり等の日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用等の手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1 日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2 要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
要介護	1 要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2 要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3 要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4 要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5 要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。

もしもの介護に備えて「**介護補償**」があると安心です。

介護になったときの
費用が不安...

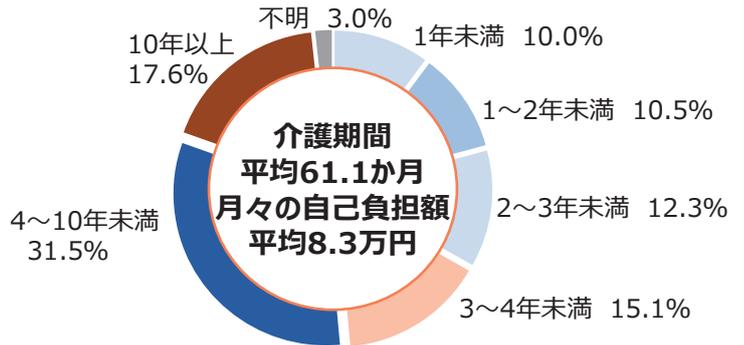
介護は身近なリスク

● 要介護・要支援認定者数および認定率



【出典】「令和元年度介護保険事業状況報告」(厚生労働省)
「令和元年人口推計」(総務省統計局)をもとに東京海上日動にて作成

介護期間と自己負担額



【出典】(公財) 生命保険文化センター「2021(令和3)年度生命保険に関する全国実態調査」をもとに東京海上日動にて作成

75～84歳では約5人に1人が
要介護・要支援状態に

しかも

月々の自己負担額
平均8.3万円

介護は長期間におよびます
・約64%が3年以上
・平均介護期間61.1か月

【費用総額のシミュレーション(1人あたり)】

月々の自己負担額
平均8.3万円

×

介護期間
平均61.1か月

=

費用総額
平均約507万円

※ 公的介護保険の自己負担分・公的介護保険対象外の自費出費額

【出典】(公財) 生命保険文化センター「2021(令和3)年度生命保険に関する全国実態調査」をもとに東京海上日動にて作成

実際に

「公的介護保険だけでは不十分」と感じている人が全体の59.1%にのぼっており、
費用面での心配をしている方が多くいます。

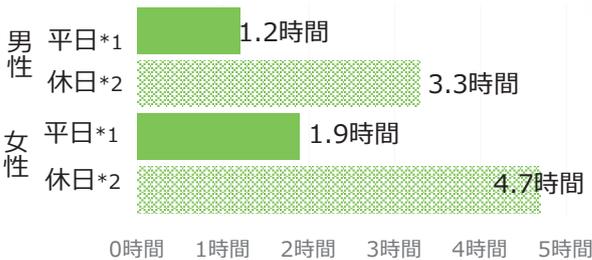
【出典】(公財) 生命保険文化センター「令和元年度生活保障に関する調査」

だから

長期にわたる介護費用に備えた資金準備があると安心です。

介護と仕事の両立

● 働きながら介護を行っている人の平均介護時間

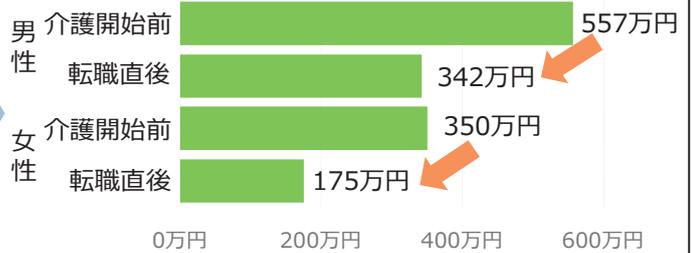


*1 仕事ありの日 *2 仕事なしの日

毎年
約10万人が
介護離職して
います

介護で
仕事をやめたくないなあ

● 介護開始前(離職前)、転職直後の平均年収比較



【出典】「平成29年就業構造基本調査」
(総務省統計局)をもとに
東京海上日動にて作成

働きながら介護を行う場合、
経済的負担に加え、長時間にわたる介護で
時間的にも大きな負担が生じます。

介護離職を余儀なくされた場合、
転職後の年収が大きく
減少するリスクがあります。

【出典】(公財) タイフ高齡社会研究財団「仕事と介護の両立と介護離職に関する調査(平成27年3月)」をもとに東京海上日動にて作成

だから

介護と仕事の両立ができるよう、ホームヘルパーの活用も見据え、
資金準備があると安心です。

増加する認知症患者数の将来推計

65歳以上の 認知症 患者数	2012年	2015年	2020年	2025年	2030年	2040年
	462万人	517万人	602万人	675万人	744万人	802万人

【出典】「平成29年版高齢社会白書(概要版)」(内閣府)をもとに東京海上日動にて作成

認知症患者数は年々増加することが見込まれます。
介護補償(年金払介護)は認知症アシスト
(サービスのご案内をご参照ください)で
認知症の方ご本人やご家族を支援します。



介護補償【認知症アシスト付き年金払介護】（介護への備え）

保険の対象となる方が公的介護保険制度に基づく要介護3以上になった場合に、最初に要介護状態*1となった日から毎年1回、その日を含めて最大で10年間（10回）にわたり保険金をお支払いします。

<4つの特長>

■長期間の安心

介護補償（年金払介護）では、最大10年間（10回）保険金を受け取ることができますので、介護期間が長期にわたった場合も安心です。

■リーズナブルな保険料

保険金のお支払いを年金払方式とし、要介護状態*1が継続している期間にのみ保険金をお支払いすることにより、リーズナブルな保険料を実現しています。

■仕事と介護の両立

親を保険の対象となる方にしてご加入いただくことで、親が要介護状態*1となった場合に備えることができます。

■充実のサービス（認知症アシスト）

要介護状態*1となった後も継続的に保険金をお支払いする介護補償（年金払介護）では、認知症になっても安心して生活していただけるよう、保険の対象となる方とそのご家族を支える各種サービス（検索支援サービス等）をご用意しています（サービスの具体的な内容は、「サービスのご案内」をご参照ください。）。

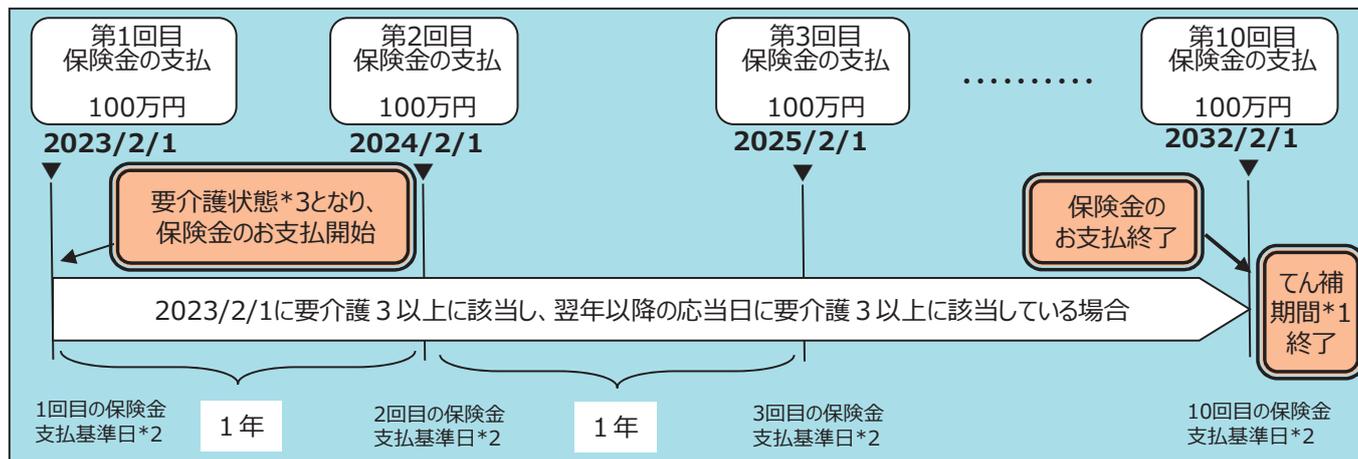
*1 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

<介護補償（年金払介護）の保険金お支払い方法>

【例】

年金払介護補償保険金額（年額）：100万円、保険期間：1年間（2022/10/1～2023/10/1）

てん補期間*1：10年（10回目の保険金支払基準日*2まで）



※てん補期間*1中の保険金支払基準日*2時点で、公的介護保険制度に基づく要介護3以上から要介護2以下に回復している年度は保険金をお支払いしません。その翌年度以降のてん補期間*1中の保険金支払基準日*2に、再度要介護状態*3に該当している場合は、保険金のお支払いを再開します。この場合も、てん補期間*1は1回目の保険金支払基準日*2から通算した期間となります。

（例：最初に保険金をお支払いした後、すぐに回復したため、翌年以降5年間保険金をお支払いしていない場合、その翌年に別の理由で再度要介護状態*3に該当し、それが継続したとしても、その後の保険金のお支払いは最大4年分となります。）

※てん補期間*1中に死亡した後の保険金支払基準日*2においては、保険金をお支払いしません。

*1 第1回年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年（10回目の保険金支払基準日*2まで）をいいます。

*2 1回目は最初に保険金を支払うべき要介護状態*3に該当した日、2回目以降は1回目から数えて翌年以降の毎年の応当日をいいます。

*3 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間
 てん補期間*1：10年（10回目の保険金支払基準日まで）
 団体割引：20%、損害率による割引：15%
 ※ご加入口数は1口のみです。



型		本人型	
タイプ名		NH	
年金払介護補償保険金額		100万円	
保険料 (月払)	性別	男性	女性
	40～44歳	80円	70円
	45～49歳	100円	90円
	50～54歳	150円	140円
	55～59歳	260円	230円
	60～64歳	470円	430円
	65～69歳	1,090円	1,330円
	70～74歳	1,790円	2,660円
	75～79歳	3,860円	5,850円
	80～84歳(更新のみ)	7,740円	12,130円

※保険期間中の介護補償（年金払介護）から介護補償（一時金払介護）への変更または介護補償（一時金払介護）から介護補償（年金払介護）への変更はできません。

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*2や性別によって異なります。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*2が、満40歳以上満79歳以下*3の方に限ります。

*1 年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年（10回目の保険金支払基準日まで）をいいます。

*2 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

*3 更新契約の場合は、更新時の保険の対象となる方ご本人の年齢が満84歳以下とします。



介護補償 【一時金払介護】（介護への備え）



ご加入される補償の型に応じて、保険の対象となる方が所定の要介護状態となった場合に保険金（一時金）をお支払いします。
これにより、公的介護保険制度において自己負担となる自宅改修や介護用品購入等の介護に要する費用に備えることができます。

補償の型

■ 新規ご加入・タイプ変更される方が対象の補償

公的介護保険連動型（要介護2） 公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた場合に保険金（一時金）をお支払いします。

■ 更新加入の方のみ対象の補償

公的介護保険連動型（要介護3） 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた場合に保険金（一時金）をお支払いします。

※「公的介護保険連動型（要介護3）」の補償タイプは、現在当該補償タイプにご加入の方の更新加入専用の補償となります。
新しい「介護補償（公的介護保険連動型（要介護2）」の補償タイプにご変更いただくか、既にご加入済みの補償を更新されるかご検討ください。
タイプ変更をご希望の場合、加入依頼書をご提出いただきます。また、併せて健康状態の告知をいただきます。告知の内容によってはご希望の補償タイプへ変更いただくことができない場合もございます。その場合はご加入中の補償タイプでの更新となります。

「公的介護保険連動型」とは

【「公的介護保険連動型」とは】

国の公的介護保険制度に基づく要介護状態の認定を受けた場合に、保険金をお支払いするものです。

【ご参考：公的介護保険制度の特徴】

特徴①：40歳以上の方のみが対象

⇒「39歳以下の方」が要介護状態になった場合は、給付の対象外！

特徴②：40歳以上64歳以下の方は給付が限定的

⇒40歳以上64歳以下の方は「加齢に起因する疾病（16種類の特定疾病）」により要介護状態となった場合のみが給付の対象となり、「加齢に起因する疾病（16種類の特定疾病）以外の疾病」や「ケガ」が原因で要介護状態となった場合は給付の対象外！

※公的介護保険制度の詳細については、「公的介護保険制度とは」をご確認ください。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間
 団体割引：20%、損害率による割引：15%
 ※ご加入口数は1口のみです。

32%
割引

所定の要介護2以上の
認定を受けた場合

介護補償保険金
(一時金)として

100万円・200万円・300万円

型		本人型		
補償の型		公的介護保険連動型(要介護2)		
タイプ名		H100	H200	H300
介護補償保険金額		100万円	200万円	300万円
保険料 (月払)	40～44歳	10円	20円	30円
	45～49歳	20円	40円	60円
	50～54歳	40円	80円	110円
	55～59歳	80円	160円	240円
	60～64歳	160円	330円	490円
	65～69歳	470円	930円	1,400円
	70～74歳	970円	1,950円	2,920円
	75～79歳	2,130円	4,260円	6,390円
	80～84歳	4,900円	9,800円	14,690円
85～89歳(更新のみ)		11,740円	23,490円	35,230円

更新専用タイプ^o

こちらのタイプは新規のお申込みは終了しています。すでにご加入いただいている方の更新のみお取扱しております。

型		本人型		
補償の型		公的介護保険連動型(要介護3)		
タイプ名		K100	K200	K300
介護補償保険金額		100万円	200万円	300万円
保険料 (月払)	40～44歳	10円	10円	20円
	45～49歳	10円	20円	40円
	50～54歳	20円	50円	70円
	55～59歳	50円	100円	150円
	60～64歳	100円	210円	310円
	65～69歳	300円	600円	900円
	70～74歳	630円	1,270円	1,900円
	75～79歳	1,400円	2,800円	4,210円
	80～84歳	3,250円	6,510円	9,760円
85～89歳(更新のみ)		7,620円	15,250円	22,870円

※保険期間中の介護補償(年金払介護)から介護補償(一時金払介護)への変更または介護補償(一時金払介護)から介護補償(年金払介護)への変更はできません。

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*1によって異なります。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*1が満40歳以上満84歳以下*2の方に限ります。

*1 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

*2 更新契約の場合は、更新時の保険の対象となる方ご本人の年齢が満89歳以下とします。



個人賠償責任（他人への賠償責任への備え）

※「保険の対象となる方ご本人」お1人につき、下記プランいずれかから1タイプをお選びください。

日常生活全般プラン



国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物（受託品）*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

- 例えば…
- ・自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。
 - ・買い物中、誤って商品を壊してしまった。
 - ・レンタルしたスキー用品を誤って壊してしまった。
 - ・他人から借りた旅行カバンを盗まれた。
 - ・ゴルフ中に誤って他人にケガをさせてしまった。

ゴルフ中等限定プラン 【ゴルフ賠償責任補償特約セット】



国内外においてゴルフの練習、競技または指導中に、他人（キャディを含みます。）にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物（受託品）*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

- 例えば…
- ・ゴルフ中に誤って他人にケガをさせてしまった。
 - ・他人から借りたゴルフクラブを壊してしまった。

*1 携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。



相手方との示談交渉は東京海上日動にお任せください！

国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：20%、損害率による割引：15%
※ご加入口数は1口のみです。

プラン 型	日常生活全般プラン		ゴルフ中等限定プラン
	家族型		本人型
タイプ名	LA	LB	LG
ゴルフ賠償責任補償特約	—	—	○
保険金額	国内：無制限 国外：1億円	国内：無制限 国外：1億円	国内：無制限 国外：1億円
弁護士費用等 （人格権侵害等）	—	300万円	—
保険料（月払）	160円	310円	60円

32%
割引

※弁護士費用等（人格権侵害等）の補償内容については、「補償の概要等」の「弁護士費用等（人格権侵害等）」をご確認ください。
※保険期間中に、弁護士費用等（人格権侵害等）がセットされたタイプに変更することはできません。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。



弁護士費用等（人格権侵害等）



国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢*1・ストーカー行為・いじめ・嫌がらせ*2等により精神的苦痛を被った場合*3に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。

- 例えば…
- ・自転車で轢かれ、大けがを負ったが、相手が保険に加入しておらず何も対応してもらえないので、損害賠償請求したい。
 - ・電車内で痴漢*1され、怖くて電車に乗れなくなってしまったため、相手に損害賠償請求したい。
 - ・子どもが学校で、所持品を隠される、無視される、SNS上で悪口を記載される等のいじめを受け、不登校になった。どのように対処すべきか、弁護士に相談したい。

- *1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。
 *2 職場でのいじめ・嫌がらせについては保険金をお支払いしません。
 *3 警察へ提出した被害届や学校の相談窓口への届出等、その事実を客観的に証明できる場合にかぎります。

保険金額・保険料表

保険金額・保険料につきましては、「個人賠償責任」のページをご参照ください。

弁護士費用等補償特約の比較表【ご参考】

商品名		団体総合生活保険	超保険 (22年1月改定後)	住まいの保険 (22年10月改定後)	自動車保険 (23年1月改定後)	
特約名		弁護士費用等補償特約	弁護士費用特約 (日常・自動車・人格権型)	弁護士費用特約 (日常生活・自動車事故型)	弁護士費用特約 (自動車事故型)	弁護士費用特約 (日常生活・自動車事故型)
被害事故 (身体障害・ 財物損害等)	自動車等 事故	×	○	○	○	○
	上記以外	○	○	○	×	○
人格権侵害等		○	○	×	×	×
自動車等による 対人加害事故*1		×	○	○	○	○

※離婚紛争・遺産分割・労働紛争等は対象外となります。

*1 対人事故における刑事事件の対応を行う場合に限りです。

この比較表示には保険商品内容の全てが記載されているわけではありません（被保険者の範囲等他にも異なる点がございます。）ので、あくまで参考情報としてご利用ください。また、必ず、『契約概要』やパンフレット等で保険商品全般についてご確認ください。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。



携行品（身の回り品への備え）

※「保険の対象となる方ご本人」お1人につき、下記プランいずれかから1タイプをお選びください。

携行品基本プラン



国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

※自転車、サーフボード、携帯電話、ノート型パソコン、眼鏡、手形その他の有価証券（小切手は含みません。）、商品・製品や設備・什器（じゅうき）等は、補償の対象となりません。

- 例えば…
- ・旅行中、誤ってカメラを落として壊してしまった。
 - ・外出中、ハンドバッグをひったくられた。
 - ・ゴルフ場でクラブを折ってしまった。

ゴルフ用品限定プラン 【ゴルフ用品補償特約セット】



国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で、保険の対象となる方が所有するゴルフ用品に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

①ゴルフ用品の盗難

※ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限りません。

②ゴルフクラブの破損、曲損

例えば… ゴルフ場でクラブを折ってしまった。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：20%、損害率による割引：15%
※ご加入口数は1口のみです。

プラン	携行品基本プラン		
	本人型	夫婦型	家族型
タイプ名	PA	PB	PC
ゴルフ用品補償特約	—	—	—
保険金額	10万円	10万円	10万円
免責金額(自己負担額)	5,000円	5,000円	5,000円
保険料(月払)	50円	60円	70円

32%
割引

プラン	ゴルフ用品限定プラン
型	本人型
タイプ名	PG
ゴルフ用品補償特約	○
保険金額	30万円
免責金額(自己負担額)	0円
保険料(月払)	150円

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。



住宅内生活用動産（自宅内家財への備え）



国内において自宅内の家財が偶然な事故によって損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

※自転車、サーフボード、携帯電話、ノート型パソコン、眼鏡、手形その他の有価証券（小切手は含みません。）、商品・製品や設備・什器（じゅうき）等は、補償の対象となりません。

※家族型の場合、お子様の就学に伴う下宿先に所在する家財も補償の対象となります。

例えば… ・自宅の火災により家財が焼失してしまった。
・自宅に空き巣が入り、家財が盗難にあった。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：20%、損害率による割引：15%
※ご加入口数は1口のみです。

型	本人型	夫婦型	家族型
タイプ名	MA1	MB1	MC1
保険金額	300万円	300万円	300万円
免責金額（自己負担額）	5,000円	5,000円	5,000円
保険料（月払）	810円	830円	870円

32%
割引

！住宅内生活用動産にご加入の場合は、傷害補償、所得補償、団体長期障害所得補償（GLTD）、医療補償、がん補償、介護補償のいずれかにもご加入いただく必要があります。



ホールインワン・アルバトロス費用



国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてゴルフのプレー中にホールインワンまたはアルバトロスを達成し、慣習として達成のお祝いの費用等を負担した場合に保険金をお支払いします。

※ホールインワンの証明として東京海上日動が求める証明書・映像等をご提出いただけます。

例えば… ホールインワンを達成したため、記念品を購入し、同伴競技者に贈呈した。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：20%、損害率による割引：15%
※ご加入口数は1口のみです。

型	本人型	夫婦型	家族型
タイプ名	HA	HB	HC
保険金額	50万円	50万円	50万円
保険料（月払）	340円	510円	810円

32%
割引

！ホールインワン・アルバトロス費用にご加入の場合は、傷害補償、所得補償、団体長期障害所得補償（GLTD）、医療補償、がん補償、介護補償、個人賠償責任のいずれかにもご加入いただく必要があります。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・メディカルアシスト

自動セット



お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

受付時間*1: 24時間365日

☎ 0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、
緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、
旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で
専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配 *2

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の
手配の一切を承ります。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

・介護アシスト

自動セット



お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、
優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

受付時間:

いずれも
土日祝日、
年末年始を除く

・電話介護相談 : 午前9時～午後5時
・各種サービス優待紹介 : 午前9時～午後5時

☎ 0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介 *2

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

・デイリーサポート

自動セット



法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や
毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

受付時間: ・法律相談 : 午前10時～午後6時
・税務相談 : 午後2時～午後4時
いずれも
土日祝日、
年末年始を除く
・社会保険に関する相談 : 午前10時～午後6時
・暮らしの情報提供 : 午前10時～午後4時

☎ 0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

・メンタルヘルスサポート

【対象となる補償】

団体長期障害所得補償にご加入いただいた場合

自動セット



職場や家庭等で起こる様々な「こころ」の問題の解決をバックアップします。

メンタルヘルス電話相談

職場や人間関係に関するお悩み等、メンタルヘルスについて看護師等にお電話でご相談いただけます。

受付時間： 午前9時～午後9時
〔日祝日を除く〕

0120-783-503

・認知症アシスト

【対象となる補償】

介護補償（年金払介護）にご加入いただいた場合

自動セット

脳機能の維持向上に役立つトレーニングから、認知症になった場合のご本人やご家族等を支えるサービスまで、幅広くご提供します。

受付時間： ・緊急連絡ステッカー : 午前9時～午後5時
・「認知症の人と家族の会」紹介 : 午前9時～午後5時

いずれも
土日祝日、
年末年始を除く

0120-775-677

・脳の健康度チェック : 午前9時～午後5時

0120-002-531

・認知症介護電話相談 : 午前9時～午後5時

0120-801-276

検索支援サービス

【緊急連絡ステッカー】

「緊急連絡ステッカー」をご希望に応じてお送りします*1。行方不明となった認知症の方を発見した方が持ち物に貼付された「緊急連絡ステッカー」に記載のフリーダイヤルに連絡してIDを入力すると、連絡先等の個人情報を公開せずにご家族等と通話することができます。

*1 ステッカーのお申込みは、保険の対象となる方が医師から認知症の診断を受けている場合に、初年度契約からの連続した保険期間中または補償期間中を通じて1回に限りです。ステッカーはフリーダイヤルにて受け付けられた日の翌月末頃発送します。

※ステッカーの有効期限は登録から3年2か月です。有効期限後もステッカーをご利用される場合は、（一社）セーフティネットリンケージへご入会いただき、会費等のお支払いが必要となります。

【検索協力支援アプリ『みまもりあいアプリ』】

『みまもりあいアプリ』は、（一社）セーフティネットリンケージが取り組む「みまもりあいプロジェクト*2」の支援ツールです。ご家族や介護ヘルパー等、認知症の方の行方不明時にご協力いただける方にあらかじめ本アプリをダウンロードしていただくことで、行方不明時に、「検索依頼」と「行方不明の方の情報や顔写真」を一斉送信することができます。配信情報は、アプリ内の発見ボタンを押すことで協力者に発見・御礼通知を配信するとともに消去されます。

*2 「緊急連絡ステッカー」と「検索協力支援アプリ」を使って、外出時の万一の事態（行方不明・事故等）に、地域で助け合える協力者を増やし、見守り合える街を育てる活動です。

Android



iPhone



平仮名「みまもりあい」で検索、または左記二次元コードでアプリを取得しご利用ください。



脳の健康度チェック

パソコン・スマートフォン・タブレットを用いたトランプテストで「脳の健康度」をセルフチェックできるサービス『のうKNOW』をご提供します。保険の対象となる方ご自身にて短時間（約15分）で測定することができ、定期的に脳の健康度チェックに取り組んでいただけます。

※本サービスは診察および診断等の医療行為を行うものではありません。

※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。

※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

脳機能向上トレーニング

(株)NeUが提供する脳機能向上トレーニング（『脳を鍛えるトレーニング』）をご利用いただけます。

監修は、「脳トレ」第一人者の川島隆太氏で、長年にわたる脳科学研究の知見を基にしています。

本トレーニングは、記憶力や注意力など脳機能の維持向上を目的としたものであり、継続的なトレーニングにより効果を実感することができます。

脳機能向上トレーニング『脳を鍛えるトレーニング』

【ホームページアドレス】 <https://tmnf-brain-training.jp>



左記二次元コードを読み取り、表示に従い、加入者証券番号の入力およびユーザ登録を行っていただきご利用ください。



監修：川島隆太氏

※本トレーニングは医療行為を行うものではありません。

※本トレーニングは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。

※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

認知症介護電話相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、認知症の対処法等のご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*3」をご利用いただくことも可能です。

*3 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

「認知症の人と家族の会」の紹介

認知症の方またはそのご家族の方に対して、「（公社）認知症の人と家族の会*4」をご紹介します。*5

*4 認知症とともに生きることの支援や、認知症に対する社会的理解を広める啓発活動を行っている法人です。

*5 年会費については、お客様にご負担いただけます。

・いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル

自動セット

**【対象となる補償】
弁護士費用等（人格権侵害等）にご加入いただいた場合**

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、対応方法について提携の弁護士にお電話にてご相談いただけます。

※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
※職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛は対象外です。

※いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは問題解決のご支援を行うためのもので、すべての問題解決を保証するものではありません。

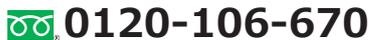
受付時間：

いずれも
土日祝日、
年末年始を除く

・いじめ、嫌がらせ等に関する相談サービス：
午前10時～午後6時

 **0120-300-575**

・痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス：
午前7時30分～午前9時30分／
午後5時～午後10時

 **0120-106-670**

いじめ、嫌がらせ等に関する相談サービス

いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法（加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等）について弁護士に電話で相談できます。

※弁護士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

【対象となる相談内容】

以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。

- ・いじめ・嫌がらせ・痴漢・ストーカー行為
- ・自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害

痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス

痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、その場での対応方法について弁護士に電話で相談できます。

なお、弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行うものではありません。

※いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。

ご注意ください

（各サービス共通）

- ・ご相談のご利用は、保険期間中（認知症介護電話相談については、てん補期間中も含まれます。）にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシスト、介護アシスト、メンタルヘルスサポートの電話相談および認知症アシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含まず。婚姻とは異なります。
- *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

告知の大切さについて、 ご説明させていただきます。

所得補償・団体長期障害所得補償（GLTD）・医療補償・がん補償・介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合*1には、保険の対象となる方（被保険者）について健康状態の告知が必要です。

*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書記入日時時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます（更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。）。

※医療補償またはがん補償で家族タイプにご加入される場合には、保険の対象となる方（被保険者）ご本人のほか、配偶者様や満23歳未満のお子様全員についても告知が必要です。

告知書は保険の対象となる方（被保険者）**ご自身がありのままにご記入ください。***

告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。*

※一括告知制度を採用している場合は、ご契約者が一括してご記入ください。

*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。

介護補償にのみ（追加）加入される場合で、団体構成員のご家族（団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族）を保険の対象となる方（被保険者）とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。

*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。

お申込み後、保険金請求時等に、**告知内容についてご確認させていただきます場合**があります。

1
え
こ
と
、
1
年
前
に
…



告知内容を
確認させて
ください。

告知いただく内容例は次のとおりです。

- ① 入院または手術の有無（予定を含みます。）
- ② 告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療（投薬の指示を含みます。）の有無
- ③ 過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無 等

以下のケースも告知が必要となります。

- 現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の病気について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去2年以内の健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」と指摘をされたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。

※ 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

ご注意ください。

告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切替の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

所得補償・団体長期障害所得補償（GLTD）・医療補償・介護補償については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払対象となります。

よろしくお願
い
いた
し
ま
す。



※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することにかえて、画面上に入力してください。

また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。
告知に関するお問い合わせは、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

傷害補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

■ 国内外での「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。ただし、特約をセットしている場合は以下となります。

「交通事故傷害危険のみ補償特約」をセットしている場合	国内外での「交通事故等」*2により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。
「ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約」をセットしている場合	国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、競技または指導*3中に「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

*1 ケガとは、「急激かつ偶然な外来の事故」により被ったものをいい、ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

*2 交通事故等とは以下のものをいいます。

■ 運行中の交通乗用具*4との衝突、接触等の交通事故 ■ 運行中の交通乗用具*4に搭乗している間の事故 ■ 乗客として駅の改札口に入ってからの駅構内における事故 ■ 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触等の事故 ■ 交通乗用具*4の火災による事故 等

*3 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

*4 自転車、自動車、電車、バス、航空機、船舶等をいいます（身体障害者用の車いすも含みます。）。

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[傷害補償基本特約] 《保険金をお支払いする主な場合》

死亡保険金	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</p> <p>▶ 死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>※ 1事故について、既に支払われた後遺障害保険金額がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。</p>
後遺障害保険金	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合</p> <p>▶ 後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。</p> <p>※ 1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>
入院保険金	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合</p> <p>▶ 入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。</p> <p>※ 入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。</p>
手術保険金	<p>治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合</p> <p>▶ 入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります。*3</p> <p>*1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。</p> <p>*2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。</p> <p>*3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。</p>
通院保険金	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合</p> <p>▶ 通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。</p> <p>※ 入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>※ 通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。</p> <p>*1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。</p>

[傷害補償基本特約] 《保険金をお支払いしない主な場合》

<共通>

- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ*1
- ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ
- ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分）
- ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ
- ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ
- ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ
- ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ
- ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ
- ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
- ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの

等

<「交通事故傷害危険のみ補償特約」をセットしていない場合のみ>

- ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
- ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ

等

<「交通事故傷害危険のみ補償特約」をセットしている場合のみ>

- ・グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーン等に搭乗している間に生じた事故によって被ったケガ
- ・職務として荷物等の積み込み作業、積卸し作業または整理作業をしている間のその作業によるケガ
- ・職務として交通乗用具の修理、点検、整備、清掃をしている間のその作業によるケガ
- ・極めて異常かつ危険な方法で交通乗用具に搭乗している間のケガ

等

<「ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約」をセットしている場合のみ>

- ・バターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ

等

*1 「天災危険補償特約」をセットしている場合は、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガに対しても保険金をお支払いします。

医療補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

病気やケガにより、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等（介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。）に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

《保険金をお支払いする主な場合》

<p>[医療補償基本特約] 疾病入院保険金</p>	<p>病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*1を超えた場合 ▶疾病入院保険金日額に入院した日数（入院日数－疾病入院免責日数*1）を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*2を限度（疾病入院免責日数*1は含みません。）とします。</p> <p>※疾病入院保険金支払われる入院中、さらに別の病気をされても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>*1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいい、この契約では0日となり、1日目から保険金をお支払いします。 *2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいい、この契約では180日となります。</p>
<p>[医療補償基本特約] 疾病手術保険金</p>	<p>病気の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1を受けられた場合 ▶以下の金額をお支払いします。 ①重大手術（詳細は欄外ご参照）：疾病入院保険金日額の40倍 ②①以外の入院中の手術：疾病入院保険金日額の10倍 ③①および②以外の手術：疾病入院保険金日額の5倍</p> <p>*1 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。</p>
<p>[医療補償基本特約] 放射線治療保険金</p>	<p>病気やケガの治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療*1を受けられた場合 ▶疾病入院保険金日額の10倍の額をお支払いします。</p> <p>*1 血液照射を除きます。お支払対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。</p>
<p>[医療補償基本特約] 傷害入院保険金</p>	<p>ケガによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が傷害入院免責日数*1を超えた場合 ▶傷害入院保険金日額に入院した日数（入院日数－傷害入院免責日数*1）を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院について、傷害入院保険金支払限度日数*2を限度（傷害入院免責日数*1は含みません。）とします。</p> <p>※傷害入院保険金支払われる入院中、さらに別のケガをされても傷害入院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>*1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいい、この契約では0日となり、1日目から保険金をお支払いします。 *2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいい、この契約では180日となります。</p>
<p>[医療補償基本特約] 傷害手術保険金</p>	<p>ケガの治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1を受けられた場合 ▶以下の金額をお支払いします。 ①重大手術（詳細は欄外ご参照）：傷害入院保険金日額の40倍 ②①以外の入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 ③①および②以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍</p> <p>*1 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。</p>
<p>[退院後通院保険金特約] 退院後通院保険金</p>	<p>保険期間中に疾病入院保険金または傷害入院保険金が支払われる入院をし、退院した後、その病気やケガによって医師等の治療を必要とし、かつ、以下のような通院をされた場合 ■入院の原因となった病気やケガの治療のための通院（往診を含みます。）であること ■退院日の翌日からその日を含めて180日以内に行われた通院であること ▶退院後通院保険金日額に通院日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院後の通院について、90日を限度とします。</p> <p>※疾病入院保険金または傷害入院保険金と重複してはお支払いできません。また、2つ以上の病気やケガのために1回の通院をした場合は、1回の通院とみなし、保険金は重複してはお支払いできません。 ※「傷害不担保特約（退院後通院保険金用）」をセットしている場合は、ケガによる入院後の通院は保険金のお支払対象となりません。</p>

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

・入院を開始してから退院するまでの継続した入院

・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

※「重大手術」とは以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます（「重大手術の支払倍率変更に関する特約」が自動セットされています。）。

①がんに対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術

②脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術

③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術

④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓の全体または一部の移植手術

<p>[先進医療特約] 先進医療保険金</p>	<p>病気やケガによって、保険期間中に先進医療を受けた場合に、先進医療の技術に係る費用に応じて疾病入院保険金日額の10倍～610倍の額をお支払いします。 保険金は、次の算式によって算出した額となります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> $\text{保険金の額} = \text{疾病入院日額} \times \text{先進医療の技術に係る費用に応じて【別表】に定める倍率}$ </div> <p>※「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。</p>
<p>[成人病追加支払特約] 成人病入院保険金</p>	<p>成人病（悪性新生物（がん）*1、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患）によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*2を超えた場合 ▶疾病入院保険金日額に入院した日数（入院日数－疾病入院免責日数*2）を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*3を限度（疾病入院免責日数*2は含みません。）とします。</p> <p>※成人病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の成人病となっても成人病入院保険金は重複してはお支払いできません。</p>
<p>[成人病追加支払特約] 成人病手術保険金 ・ 成人病放射線治療保険金</p>	<p>成人病（悪性新生物（がん）*1、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患）の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料や放射線治療料の算定対象として列挙されている手術*4や放射線治療*5を受けられた場合 ▶以下の金額をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成人病手術保険金・入院中の手術 : 疾病入院保険金日額の10倍 ・成人病手術保険金・入院中以外の手術 : 疾病入院保険金日額の5倍 ・成人病放射線治療保険金 : 疾病入院保険金日額の10倍
<p>[成人病追加支払特約]</p>	<p>*1 補償対象となる「悪性新生物（がん）」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D - 10（2013年版）準拠」および「国際疾病分類－腫瘍学（NCC監修）第3版（2012年改正版）」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。 なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。</p> </div> <p>*2 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいい、この契約では0日となり、1日目から保険金をお支払いします。</p> <p>*3 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいい、この契約では180日となります。</p> <p>*4 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*6 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。</p> <p>*5 血液照射を除きます。お支払対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。</p> <p>*6 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。</p>

※ [先進医療特約]【別表】

先進医療の技術に係る費用	倍率	先進医療の技術に係る費用	倍率	先進医療の技術に係る費用	倍率	先進医療の技術に係る費用	倍率
～10万円以下	10	60万円超～70万円以下	70	140万円超～160万円以下	150	350万円超～400万円以下	360
10万円超～20万円以下	20	70万円超～80万円以下	80	160万円超～180万円以下	170	400万円超～450万円以下	410
20万円超～30万円以下	30	80万円超～90万円以下	90	180万円超～200万円以下	190	450万円超～500万円以下	460
30万円超～40万円以下	40	90万円超～100万円以下	100	200万円超～250万円以下	210	500万円超～550万円以下	510
40万円超～50万円以下	50	100万円超～120万円以下	110	250万円超～300万円以下	260	550万円超～600万円以下	560
50万円超～60万円以下	60	120万円超～140万円以下	130	300万円超～350万円以下	310	600万円超～	610

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

- ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
- ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

《保険金をお支払いしない主な場合》（医療補償共通）

- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガ*1
- ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ
- ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ（その方が受け取るべき金額部分）
- ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ
- ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガ
- ・精神障害を原因とする事故によって被ったケガ
- ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ
- ・アルコール依存および薬物依存
- ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
- ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ*2*3

等

- *1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。
- *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払対象となります。
- *3 病気やケガを正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。

がん補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

保険の対象となる方ががん*1と診断確定された場合に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

がん*1と診断確定されたときに、がん*1以外の身体に生じた障害の影響等によって、がん*1の病状が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

*1 補償対象となる「がん」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。

悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D - 10 (2013年版) 準拠」および「国際疾病分類 - 腫瘍学 (N C C 監修) 第3版 (2012年改正版)」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。

なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類 - 腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。

【**ご注意**】初年度契約の保険始期前にかんがんと診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません（この場合、お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。）。

《保険金をお支払いする主な場合》

[がん補償基本特約] がん診断保険金	保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合 ■初めてがんが診断確定された場合 ■この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約）から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん（原発がん）を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき ■原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合 ▶がん診断保険金額をお支払いします。 ただし、がん診断保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限ります。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。
-----------------------	---

団体長期障害所得補償（GLTD*1）定額型

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「補償される金額（支払基礎所得額）・保険料表」等をご確認ください。

病気やケガによって所定の就業障害になった場合に保険の対象となる方が被る損失に対して長期間にわたり保険金をお支払いします。

【ご注意】ただし、死亡された後は、いかなる場合でも「就業障害」とはいいません。

*1 GLTDは団体長期障害所得補償（Group Long Term Disability）の略称です。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

【団体長期障害所得補償基本特約】《保険金をお支払いする主な場合》

病気やケガによって保険期間中に就業障害となり、その期間が継続して免責期間*1を超えた場合

▶就業障害期間*2 1か月につき、以下の方法により計算した額をお支払いします。

支払保険金 = 支払基礎所得額*3 × 所得喪失率*4 × 約定給付率（100%）

ただし、支払基礎所得額*3が保険の対象となる方の平均月間所得額*5を超える場合には、平均月間所得額*5を支払基礎所得額*3としてお支払いする保険金の額を算出します。

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

※東京海上日動は保険の対象となる方が就業障害の状態になった場合には、ご契約者または保険の対象となる方と、保険の対象となる方の業務復帰援助のために協議することがあります。東京海上日動はその協議の結果として社会通念上保険の対象となる方の業務復帰のために有益と認められる費用をお支払いします。

*1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます。

*2 「てん補期間*6内の就業障害の日数」をいいます（お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。）

*3 保険金の算出の基礎となる申込書等記載の額をいいます。

*4 病気やケガにより全く就業できない場合は100%とします。一部就業できる場合は、次の方法により計算します。

$$\text{所得喪失率} = 1 - \frac{\text{免責期間*1が終了する日の翌日から起算した各月における回復所得額*7}}{\text{免責期間*1が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得*8の額}}$$

ただし、所得*8の額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響があった場合は、公正な調整を行うことがあります。

*5 就業障害が開始した日の属する月の直前12か月における保険の対象となる方の所得*8の平均月額をいいます。

*6 同一の病気やケガによる就業障害*9に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間（免責期間*1終了日の翌日から期間）のことをいいます。

*7 免責期間*1開始以降に業務に復帰して得た所得*8の額をいい、免責期間*1の終了した月から1か月単位で計算します。

*8 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

*9 就業障害が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業障害の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によって再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。

【団体長期障害所得補償基本特約】《保険金をお支払いしない主な場合》

・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業障害*1

・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害

・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害（その方が受け取るべき金額部分）

・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業障害

・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業障害

・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業障害

・妊娠または出産による就業障害

・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業障害

・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業障害（「認知症・メンタル疾患補償特約（精神障害補償特約（D）」）をセットされる場合は、所定の精神障害については精神障害てん補期間*2を限度にお支払対象となります。）

・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業障害

・発熱等の他覚的症状のない感染による就業障害

・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害*3*4 等

*1 「天災危険補償特約」をセットされる場合は、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業障害に対しても保険金をお支払いします。

*2 「団体長期障害所得補償基本特約」のてん補期間にかかわらず、精神障害てん補期間が限度となります。

*3 初年度契約の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業障害については、保険金のお支払対象となります。

*4 就業障害の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。

※「就業障害」とは、以下の状態をいいます。

・定義C（K90・K95・C90・C95タイプの場合）

免責期間*1中	てん補期間*1開始後
<p>病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、保険の対象となる方の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態*2。</p> <p>①その病気やケガのために、入院していること。 ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けつつ、在宅療養していること。 ③その病気やケガにより、経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること。</p> <p>*1 免責期間については、上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「*1」をご確認ください。</p> <p>*2 職種を問わず、すべての業務に終日従事できない状態をいいます。例えば、会社員で営業職の方の場合、終日出社できず他の業務（軽作業や事務作業等）も全くできない状態です。</p>	<p>病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない*2か、または一部従事することができず、かつ所得喪失率*3が20%超である状態。</p> <p>①その病気やケガのために、入院していること。 ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けていること。 ③その病気やケガによる後遺障害が残っていること。</p> <p>*1 てん補期間については、上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「*6」をご確認ください。</p> <p>*2 全く従事できない場合であっても、所得喪失率が20%を超えないときは、就業障害に該当しません。</p> <p>*3 所得喪失率については、上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「*4」をご確認ください。</p>

※「治療と仕事の両立支援特約（三大疾病用）」をセットしている場合のみ

免責期間中の「就業障害」について、三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）による就業障害の場合は、以下の状態をいいます。

<p>三大疾病に伴う上記①～③のいずれかの事由により、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない*1か、または一部従事することができない状態。</p> <p>*1 てん補期間開始後については、全く従事できない場合であっても、所得喪失率が20%を超えないときは、就業障害に該当しません。</p>

[介護と仕事の両立支援特約（定額型）] 《保険金をお支払いする主な場合》

要介護状態となった介護対象者*1の介護のために保険期間中に就業障害となり、その期間が通算して免責期間*2を超えた場合

▶就業障害期間*3 1か月につき、以下の方法により計算した額をお支払いします。

$$\text{支払保険金} = \text{支払基礎所得額} * 4 \times \text{所得喪失率} * 5 \times \text{約定給付率} (100\%)$$

ただし、支払基礎所得額*4が保険の対象となる方の平均月間所得額*6を超える場合には、平均月間所得額*6を支払基礎所得額*4としてお支払いする保険金の額を算出します。

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

*1 保険の対象となる方の親族のうち、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下、育児・介護休業法）に定める対象家族、同法に準ずる他の法令および就業規則等に基づき介護による休業*7または就業制限*8の取得対象とすることが認められている方をいいます。

*2 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます。

*3 「てん補期間*9内の就業障害の日数」をいいます（お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。）。ただし、保険の対象となる方が離職*10した場合における離職後の期間は含みません。

*4 保険金の算出の基礎となる申込書等記載の額をいいます。

*5 介護による休業または就業制限により全く就業できない場合は100%とします。

一部就業できる場合は、次の方法により計算します。

$$\text{所得喪失率} = 1 - \frac{\text{免責期間*2が終了する日の翌日から起算した各月における回復所得額*11}}{\text{免責期間*2が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得*12の額}}$$

ただし、所得*12の額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響があった場合は、公正な調整を行うことがあります。

*6 就業障害が開始した日の属する月の直前12か月における保険の対象となる方の所得*12の平均月額をいいます。

*7 育児・介護休業法、同法に準ずる他の法令および就業規則等に基づく介護に関連する休業をいいます。

*8 育児・介護休業法、同法に準ずる他の法令および就業規則等に基づく介護に関連する就業上の措置をいいます。

*9 同一の介護対象者の介護による就業障害*13に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間（免責期間*2終了日の翌日からの期間）のことをいいます。

*10 勤務先の関与する子会社、関連会社その他関係先への転籍を除きます。

*11 免責期間*2開始日以降に業務に復帰して得た所得*12の額をいい、免責期間*2の終了した月から1か月単位で計算します。

*12 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

*13 就業障害が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業障害の原因となった介護対象者の介護のために再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。

[介護と仕事の両立支援特約（定額型）] 《保険金をお支払いしない主な場合》

・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた介護対象者の要介護状態を原因とする就業障害*1

・保険の対象となる方および介護対象者の故意または重大な過失によって生じた介護対象者の要介護状態を原因とする就業障害

・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた介護対象者の要介護状態を原因とする就業障害（その方が受け取るべき金額部分）

・介護対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態を原因とする就業障害

・介護対象者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた要介護状態を原因とする就業障害

・介護対象者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態を原因とする就業障害

・介護対象者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用によって生じた要介護状態を原因とする就業障害

・介護対象者がむちうち症や腰痛等で医学的他覚所見のない要介護状態を原因とする就業障害

・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期より前に発生した事由を原因とする要介護状態による就業障害*2

等

*1 「天災危険補償特約」をセットしている場合は、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた介護対象者の要介護状態を原因とする就業障害に対しても保険金をお支払いします。

*2 初年度契約の保険始期より前に発生した事由を原因とする要介護状態による就業障害についても、初年度契約の保険始期日以降に要介護状態となり、かつ、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業障害については、保険金のお支払対象となります。

※介護と仕事の両立支援特約における「就業障害」とは、以下の状態をいいます。

免責期間*1中	てん補期間*1開始後
保険の対象となる方が以下のいずれかに該当する状態。 ①介護による休業*2をしていること。 ②就業制限*3により、就業に支障が生じる直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができないこと。	左記の「免責期間中」の就業障害に該当し、かつ所得喪失率*2が20%超*3である状態。
*1 免責期間については、上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「*2」をご確認ください。	*1 てん補期間については、上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「*9」をご確認ください。
*2 介護による休業については、上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「*7」をご確認ください。	*2 所得喪失率については、上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「*5」をご確認ください。
*3 就業制限については、上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「*8」をご確認ください。	*3 就業に支障が生じる直前に従事していた業務に全く従事できない場合であっても、所得喪失率が20%を超えないときは、就業障害に該当しません。

所得補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

病気やケガによって所定の就業不能になった場合*1に、保険の対象となる方が被る損失に対して保険金をお支払いします。

【ご注意】ただし、死亡された後、または病気やケガが治癒した後、いかなる場合でも「就業不能」とはいいません。

*1 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により所定の就業不能になった場合についても、保険金をお支払いします（「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」が自動セットされます。）。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

[所得補償基本特約] 《保険金をお支払いする主な場合》

病気やケガによって保険期間中に就業不能となり、その期間が継続して免責期間*1（7日）を超えた場合に、最長1年保険金をお支払いします。

▶ 保険金額（月額）に就業不能期間（月数）*2を乗じた額をお支払いします。

ただし、保険金額が保険の対象となる方の平均月間所得額*3を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

- *1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます（就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、免責期間を適用しません。）。
- *2 「てん補期間*4内の就業不能の日数」をいいます（就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、4日を加えた日数をいいます。）お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。
- *3 免責期間*1が始まる直前12か月における保険の対象となる方の所得*5の平均月額をいいます（「家事従事者特約」をセットしている場合は、183,000円となります。）。
- *4 同一の病気やケガによる就業不能*6（または骨髄採取手術による就業不能）に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間（免責期間*1終了日の翌日からの期間）のことをいいます。原則として1年または2年となります。
- *5 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。
- *6 就業不能が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業不能の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によって再び就業不能となった場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。

[所得補償基本特約] 《保険金をお支払いしない主な場合》

- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業不能
- ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業不能
- ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業不能（その方が受け取るべき金額部分）
- ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業不能
- ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業不能
- ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業不能
- ・妊娠または出産による就業不能
- ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業不能
- ・保険の対象となる方が被った精神性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業不能
- ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業不能
- ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能*1*2
- ・就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」をセットした最初の保険契約の保険始期日から、その日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時時点で既に発生している就業不能

等

- *1 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金のお支払対象となります。
- *2 就業不能の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。

※「就業不能」とは、病気やケガの治療のための入院、または入院以外で医師等の治療を受けている（就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している）ことにより、加入依頼書等に記載の職業・職務に終日従事できない状態*1をいいます。

※「骨髄採取手術」とは、保険の対象となる方が、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

*1 例えば、保険の対象となる方が医師の場合には全日休診、保険の対象となる方が会社員の場合には終日出社できない状態をいいます。したがって、半日でも職業・職務に従事した場合等は、終日従事できない状態とはいいません。

介護補償（年金払介護）

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となった場合に、最初に要介護状態*1となったその日から毎年1回、その日を含めて最大10年間（10回）にわたり保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態*1の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

*1 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

[介護補償基本特約＋年金払介護補償特約] 《保険金をお支払いする主な場合》

・第1回年金払介護補償保険金
保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となった場合
▶年金払介護補償保険金額をお支払いします。

・第2回以後年金払介護補償保険金
既に第1回年金払介護補償保険金がお支払された場合で、てん補期間*1中の保険金支払基準日*2ごとに、保険の対象となる方が要介護状態*3に該当しているとき

▶年金払介護補償保険金額をお支払いします。

※てん補期間*1中の保険金支払基準日*2時点で、公的介護保険制度に基づく要介護3以上から要介護2以下に回復している年度は保険金をお支払いしません。その翌年度以降のてん補期間*1中の保険金支払基準日*2に、再度要介護状態*3に該当している場合は、保険金のお支払いを再開します。この場合も、てん補期間*1は1回目の保険金支払基準日*2から通算した期間となります。

(例：最初に保険金をお支払いした後、すぐに回復したため、翌年以降5年間保険金をお支払いをしていない場合、その翌年に別の理由で再度要介護状態*3に該当し、それが継続したとしても、その後の保険金のお支払いは最大4年分となります。)

上記にかかわらず、保険の対象となる方がてん補期間*1中に死亡した後の保険金支払基準日*2においては、保険金をお支払いしません。

*1 第1回年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年（10回目の保険金支払基準日*2まで）をいいます。

*2 1回目は最初に保険金を支払うべき要介護状態*3に該当した日、2回目以降は1回目から数えて翌年以降の毎年の応当日をいいます。

*3 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

[介護補償基本特約＋年金払介護補償特約] 《保険金をお支払いしない主な場合》

・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態*1
・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態
・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた要介護状態（その方が受け取るべき金額部分）
・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態
・無免許運転や酒気帯び運転をしている間の事故により生じた要介護状態
・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態
・アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態
・先天性疾患によって生じた要介護状態
・医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態
・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態*2*3等

*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。

*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態*4については、保険金のお支払対象となります。

*3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。

*4 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

※保険期間の開始時以降に公的介護保険制度の改正が行われた場合には、その制度の改正の内容または程度等に応じ、この保険契約の保険期間の開始時点において有効な公的介護保険制度に基づく要介護3以上に相当すると認められる状態を要介護状態とみなします。

介護補償（一時金払介護）

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく所定の要介護状態の認定を受けた状態となった場合等に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

《保険金をお支払いする主な場合》

[介護補償基本特約] [公的介護保険連動型（要介護3）]

保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となった場合

- ▶介護補償保険金額の全額をお支払いします。
ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限ります。

[介護補償基本特約 + 公的介護保険制度連動補償部分の要介護3以上から要介護2以上への補償拡大に関する特約] [公的介護保険連動型（要介護2）]

保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた状態となった場合

- ▶介護補償保険金額の全額をお支払いします。
ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限ります。

《保険金をお支払いしない主な場合》（介護補償（一時金払介護）共通）

- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態*1
- ・保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって生じた要介護状態
- ・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じた要介護状態（その方が受け取るべき金額部分）
- ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態
- ・**無免許運転や酒気帯び運転**をしている間の事故により生じた要介護状態
- ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態
- ・アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態
- ・先天性疾患によって生じた要介護状態
- ・医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態
- ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態*2*3
等

*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。

*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態については、保険金のお支払対象となります。

*3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。

賠償責任に関する補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

【個人賠償責任補償特約】《保険金をお支払いする主な場合》

国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合

- 日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合
- 保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合
- 電車等*1を運行不能にさせた場合
- 国内で受託した財物（受託品）*2を壊したり盗まれた場合
- ▶ 1 事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。

※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。

※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

*1 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。

*2 以下のものは受託品には含まれません。

自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、ノート型パソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物

等

【個人賠償責任補償特約】《保険金をお支払いしない主な場合》

・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害

・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害

・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任*1）によって保険の対象となる方が被る損害

・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害

・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害

・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害

・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害

・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害

・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害

■ 保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

■ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使

■ 受託品が通常有する性質や性能を欠いていること

■ 自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い

■ 受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損

■ 受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害

■ 受託品の電氣的または機械的事故

■ 受託品の置き忘れまたは紛失*4

■ 詐欺または横領

■ 風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入

■ 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊

等

*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。

*2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。

*3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。

*4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

*5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

【個人賠償責任補償特約＋ゴルフ賠償責任補償特約】《保険金をお支払いする主な場合》

国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合

- ゴルフ*1の練習、競技または指導*2中に他人（キャディを含みます。）にケガ等をさせたり、他人の財物を壊した場合
- ゴルフ*1の練習、競技または指導*2中に、国内で受託した財物（受託品）*3を壊したり盗まれた場合
- ▶ 1 事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。

※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。

※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

*1 ケイマンゴルフ、ターゲットバードゴルフまたはバターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツは含みません。

*2 ゴルフ*1の練習、競技または指導に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

*3 以下のものは受託品には含まれません。

自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、ノート型パソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物

等

【個人賠償責任補償特約＋ゴルフ賠償責任補償特約】《保険金をお支払いしない主な場合》

・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害

・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害

・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害

・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害

・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*1の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害

・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害

・航空機、船舶、車両*2または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害

・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害

■ 保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

■ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使

■ 受託品が通常有する性質や性能を欠いていること

■ 自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い

■ 受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損

■ 受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害

■ 受託品の電氣的または機械的事故

■ 受託品の置き忘れまたは紛失*3

■ 詐欺または横領

■ 風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入

■ 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊

等

*1 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。

*2 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。

*3 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

[携行品特約] 《保険金をお支払いする主な場合》

国内外において、**保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合**

▶損害額（修理費）から**免責金額（自己負担額：1事故について5,000円）**を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。

ただし、損害額は時価額を限度とします。

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。

※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

◎以下のものは補償の対象となりません。

自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、ノート型パソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券（小切手は含みません。）、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器（じゅうき）、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物

等

[携行品特約] 《保険金をお支払いしない主な場合》

- ・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の**故意**または**重大な過失**によって生じた損害
- ・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害
- ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害
- ・**無免許運転や酒気帯び運転**をしている間に生じた事故による損害
- ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害
- ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害
- ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害
- ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害
- ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
- ・電気的または機械的事故に起因する損害
- ・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害
- ・詐欺または横領に起因する損害
- ・風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害
- ・保険の対象となる方の居住する住宅内（敷地を含みません。）で生じた事故による損害

等

*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

【携行品特約＋ゴルフ用品補償特約】《保険金をお支払いする主な場合》

国内外において、ゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で、**保険の対象となる方が所有するゴルフ用品に次の損害が生じた場合**

■ゴルフ用品の盗難（ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限り。）

■ゴルフクラブの破損、曲損*1

▶損害額（修理費）から**免責金額（自己負担額）を差し引いた額**を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。

※ゴルフ用品とは、ゴルフクラブ、ゴルフボール、ゴルフシューズ、ゴルフバッグ、ゴルフウェア等ゴルフ用に設計された物のほか、被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は含みません。

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。

※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

*1 破損、曲損が生じたゴルフクラブの損害に限り。

【携行品特約＋ゴルフ用品補償特約】《保険金をお支払いしない主な場合》

・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の**故意または重大な過失**によって生じた損害

・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害

・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害

・**無免許運転や酒気帯び運転**をしている間に生じた事故による損害

・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害

・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害

・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害

・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害

・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害

・電氣的または機械的事故に起因する損害

・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害

・詐欺または横領に起因する損害

・風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害

・ゴルフボールのみの盗難による損害

等

*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

【住宅内生活用動産特約】《保険金をお支払いする主な場合》

国内での保険の対象となる方が**居住に使用する住宅内（敷地を含みません。）**に所在し、**保険の対象となる方が所有する家財*1に損害が生じた場合**

▶損害額（修理費）から**免責金額（自己負担額：1事故について5,000円）を差し引いた額**を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。

ただし、損害額は時価額を限度（乗車券、通貨等は合計5万円、貴金属、宝石、美術品等は1個または1組あたり30万円を限度）とします。

また、臨時費用、残存物取片づけ費用、失火見舞費用もお支払いします。

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。

※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

*1 以下の場所に所在し、保険の対象となる方が所有する家財も含みます。

・保険の対象となる方の単身赴任先

・保険の対象となる方にお子様も含む場合は、お子様の就学に伴う下宿先

◎以下のものは補償の対象となりません。

自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、ノート型パソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券（小切手は含みません。）、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器（じゅうき）、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物

等

【住宅内生活用動産特約】《保険金をお支払いしない主な場合》

・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の**故意または重大な過失**によって生じた損害

・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害

・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害

・**無免許運転や酒気帯び運転**をしている間に生じた事故による損害

・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害

・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害

・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害

・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害

・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害

・電氣的または機械的事故に起因する損害

・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害

・詐欺または横領に起因する損害

・風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害

・保険の対象となる方の居住する住宅外（敷地を含みます。）で生じた事故による損害

等

*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

費用に関する補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

[ホールインワン・アルバトロス費用補償特約] 《保険金をお支払いする主な場合》

国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてパー3・5以上の9ホールを正規にラウンドし、1名以上の他の競技者を同伴したゴルフのプレー中に、下記のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合

■ 同伴競技者および同伴キャディ等*1の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス（公式競技の場合は、同伴競技者または同伴キャディ等*1のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス）

■ 記録媒体に記録されたビデオ映像等により客観的に達成を確認できるホールインワンまたはアルバトロス

▶ 達成のお祝いとして実際にかかった費用等*2を、1回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

※「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります。既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を補償する他の保険契約にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認ください。

※保険金のご請求にあたっては、同伴競技者、同伴キャディ等*1およびゴルフ場の支配人等のそれぞれが署名もしくは記名捺印したホールインワンもしくはアルバトロス証明書または映像等のうち、東京海上日動が求めるすべてのものご提出が必要となります。

*1 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。

*2 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。

[ホールインワン・アルバトロス費用補償特約] 《保険金をお支払いしない主な場合》

・保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス

・保険の対象となる方がゴルフ場の使用人である場合、その保険の対象となる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス

・ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス

・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ

等

【弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）】《保険金をお支払いする主な場合》

国内において以下のような事由により、**保険金の受取人*1が弁護士費用または法律相談費用を負担した場合**

- 急激かつ偶然な外来の事故（自動車事故を除きます。）によって被った身体の障害*2または財物の損壊等*3について、相手方に法律上の損害賠償請求をした場合または法律相談をした場合
 - 不当行為による自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害を受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合
 - 痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせを受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合
- ▶ 1つの原因事故*5について保険の対象となる方1名あたり300万円を限度に保険金をお支払いします*6。

※ 弁護士等*7への委任や弁護士等*8への法律相談および弁護士等*8への費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へのご連絡が必要です。
※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
※ 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

- *1 保険の対象となる方または保険の対象となる方の法定相続人、配偶者*9、父母もしくはお子様に該当する方をいいます。
- *2 病気またはケガをいいます。
- *3 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。
- *4 警察へ提出した被害届や学校の相談窓口への届出等、その事実を客観的に証明できる場合に限りです。
- *5 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。
- *6 弁護士等*7への報酬を負担した場合は、東京海上日動が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。
- *7 弁護士または司法書士をいいます。
- *8 弁護士、司法書士または行政書士をいいます。
- *9 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚約とは異なります。）。
 - ① 婚姻意思*10を有すること
 - ② 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- *10 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

【弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）】《保険金をお支払いしない主な場合》

・ご契約者または保険の対象となる方等の**故意または重大な過失**によって生じた損害

- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害
- ・保険の対象となる方の自殺行為*1、犯罪行為または闘争行為によって生じた損害
- ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛
- ・液体、気体もしくは固体の排出、流出もしくははいつ出により生じた身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛
- ・財物の瑕疵、自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ等による財物の損壊等*3
- ・労働災害により生じた身体の障害*2または精神的苦痛
- ・診療、治療、医薬品等の調剤、身体の整形、マッサージまたは柔道整復等を受けたことによって生じた身体の障害*2
- ・石綿もしくは石綿を含む製品等が有する発ガン性等に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛
- ・環境ホルモンの有害な特性に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛
- ・電磁波障害に起因する身体の障害*2または精神的苦痛
- ・騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛
- ・職務の遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛
- ・保険の対象となる方または賠償義務者*4の自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して発生した身体の障害*2または財物の損壊等*3
- ・保険の対象となる方または保険の対象となる方の配偶者*5、父母もしくはお子様が賠償義務者*4である場合
- ・保険契約または共済契約に関する原因事故*6

等

- *1 保険金のお支払対象となる原因事故*6による精神的苦痛によって自殺した場合は、保険金をお支払いすることがあります。
- *2 病気またはケガをいいます。
- *3 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。
- *4 法律上の損害賠償請求を受ける方をいいます。
- *5 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚約とは異なります。）。
 - ① 婚姻意思*7を有すること
 - ② 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- *6 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。
- *7 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕

団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【マークのご説明】



保険商品の内容を
ご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、
特にご注意ください事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消させていただくことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約 * 1 を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください * 2。

- 個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルバイトロス費用補償特約
- 救済者費用等補償特約 ●弁護士費用等補償特約（人格権侵害等） ●葬祭費用補償特約（医療用・所得補償用） ●がん葬祭費用補償特約
- 育英費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約

* 1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

* 2 1 契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定

この保険の保険金額 * 1 は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償においては、保険期間の途中でご加入者からのお申出による保険金額 * 1 の増額等はできません。

【所得補償・団体長期障害所得補償】

所得補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約、介護と仕事の両立支援特約の保険金額 * 1 は、平均月間所得額 * 2 以下（平均月間所得額の85%以下を目安）で設定してください（保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額 * 2 を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。）。

* 1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額 * 3 × 約定給付率とします。

* 2 直前12か月における保険の対象となる方の所得 * 4 の平均月額をいいます（ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。）。

* 3 保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。定率型の場合は、原則として健康保険法上の標準報酬月額で設定します。

* 4 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

5 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3) 保険料の一括払込みが必要な場合について

（※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。）
ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
- ④ご加入者の加入部分 * 1 に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。

ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分 * 1 について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分 * 1 を解除することがありますのでご注意ください。

※所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たにご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意ください内容につきましては、「Ⅱ-1 告知義務」をご確認ください。

*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます（例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。）。



7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務



加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらぬ場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください（項目名は補償によって異なる場合があります。）。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点で下表の事項が告知事項となります。

【告知事項・通知事項一覧】

★：告知事項 ☆：告知事項かつ通知事項

項目名	基本補償・特約					
	傷害補償	所得補償	団体長期障害所得補償	医療補償 がん補償	介護補償	個人賠償責任 借家人賠償責任 携行品 住宅内生活用動産 救護者費用等 弁護士費用等
生年月日	★*1	★	★	★	★	★*2
性別	—	—	★	★	★*3	—
職業・職務*4	☆*5	☆	—	—	—	—
健康状態告知*6	—	★	★	★	★	—

※すべての補償について「他の保険契約等*7」を締結されている場合は、その内容についても告知事項（★）となります。また、医療費用補償特約（こども傷害補償）をセットされる場合には、「公的医療保険制度」についても告知事項かつ通知事項（☆）となります。

*1 こども傷害補償の場合のみ、告知事項となります。

*2 こども傷害補償にご加入される場合のみ、告知事項となります。

*3 年金払介護補償特約をセットされる場合のみ、告知事項となります。

*4 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

*5 交通事故傷害危険のみ補償特約、ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約をセットされる場合には、告知事項・通知事項とはなりません。

*6 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。

*7 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

【所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償の「告知」（健康状態告知書）】

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されると、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。なお、介護補償にご加入される場合または介護補償を追加される場合で、団体構成員のご家族（団体構成員の配偶者*8、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族）を保険の対象となる方とするときには、介護補償の健康状態告知に関して、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。

*8 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り。婚約とは異なります。）。

a. 婚姻意思*9を有すること

b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

*9 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。

③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*10から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります*11。

●責任開始日*10から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。

●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*12（ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。）。

*10 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。

*11 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。

*12 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

（例）「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について

ご加入後、または保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。



2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。



3 保険金受取人

【傷害補償】

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、《お問い合わせ先》までお申出ください。

*1 家族型補償（本人型以外）の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

【がん補償】

保険金受取人を特定の方に指定する場合*2は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

*2 家族型補償（本人型以外）の場合、配偶者およびお子様は保険金受取人を特定の方に指定することはできません（保険金受取人はその保険の対象となる方ご自身となります。）。



4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

現在のご加入を解約、減額等を行うことを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項



1 通知義務等

【通知事項】

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらぬ場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】

- すべての補償共通
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 所得補償、団体長期障害所得補償
保険期間の途中において保険の対象となる方の平均月間所得額*1がご加入時の額より減少した場合には、《お問い合わせ先》までご連絡のうえ、所得補償の場合は保険金額、団体長期障害所得補償の場合は支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。
*1 直前12か月における保険の対象となる方の所得*2の平均月額をいいます（ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。）。
*2 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。
- 借家人賠償責任
保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめ《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。



2 解約されるとき

ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- *1 解約日以降に請求することがあります。
- *2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。



3 保険の対象となる方からのお申出による解約

傷害補償・所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。



4 満期を迎えるとき

【保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合】

- 所得補償
就業不能の原因となった病気、保険金請求状況等によっては、次回以降の補償の更新をお断りすることがあります。
- 上記以外の補償共通
保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合】

所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

【更新後契約の補償内容を拡充する場合】

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額×1の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。

更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただけますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

IV その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い



- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とすることにご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
 - ①この保険が継続されてきた最初のご加入（初年度契約といえます。）の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
 - ②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき（その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。）
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償	1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。
所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償		

5 その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。



- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、「お問い合わせ先」までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、〈共同保険引受保険会社について〉をご確認ください。

6 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに（介護補償については遅滞なく、所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に）《お問い合わせ先》までご連絡ください。
 - 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
 - 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
 - ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類（介護補償（年金払介護）においては、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。）
 - 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。
 - *1 法律上の配偶者に限ります。
 - 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
 - ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。保険金のお支払後に、保険の対象となる方（またはご加入者）からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方（またはご加入者）に傷病名等を察知される可能性があります。
 - ・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方（またはご加入者）が知る可能性がある具体的な事例は以下のとおりです。
 1. 保険の対象となる方（またはご加入者）が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
 2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
 3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合
- 本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。
- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
 - 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
 - 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

事故受付センター（東京海上日動安心110番）のご連絡先は、後記をご参照ください。



東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

0570-022808

通話料
有料

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

<共同保険引受保険会社について>

引受保険会社	引受割合	引受保険会社	引受割合

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページでご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

事故受付センター
（東京海上日動安心110番）

0120-720-110

受付時間：24時間365日

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しく記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 保険金をお支払いする主な場合 | <input type="checkbox"/> 保険金額*1、免責金額（自己負担額） |
| <input type="checkbox"/> 保険期間 | <input type="checkbox"/> 保険料・保険料払込方法 |
| <input type="checkbox"/> 保険の対象となる方 | |

*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

確認事項	傷害補償	所得補償	団体 長期障害 所得補償	医療補償	がん補償	介護補償	左記以外 の補償
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？	—	○	○	○	○	○	—
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「職業・職務」欄、「職種レベル」欄は正しくご記入いただいていますか？ ※各区分（AまたはB）に該当する職業例は下記のとおりです。 ○ 職種レベル A に該当する方： 「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種レベル B に該当しない方 ○ 職種レベル B に該当する方： 「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」（以上、6職種） ※交通事故傷害危険のみ補償特約、ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約をセットしている場合には、確認不要です。	○	—	—	—	—	—	—
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「職業・職務」欄は正しくご記入いただいていますか？	—	○	—	—	—	—	—
<input type="checkbox"/> 保険金額*1は、平均月間所得額*2以下となっていますか？なお、保険金額*1の設定方法やお引受けできる限度額についてはパンフレット等をご確認ください。 *1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。 *2 「平均月間所得額」とは、加入申込み直前 1 2 か月における保険の対象となる方の所得の平均月額をいいます。	—	○	○	—	—	—	—
●『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。 <input type="checkbox"/> 保険の対象となる方が「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか？ *3 介護と仕事の両立支援特約のみを追加する場合は、告知は不要です（他の条件に変更がない場合に限りです。） *4 介護補償については、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただくことも可能です。	—	○	○ *3	○	○	○ *4	—
●『団体長期障害所得補償で「介護と仕事の両立支援特約」にご加入される場合のみ』ご確認ください。 <input type="checkbox"/> 初年度契約の保険始期より前に要介護状態の原因が生じているご家族のために介護による休業等（就業障害といえます。）をされた場合は、保険金が支払われないことをご確認いただきましたか？*5 *5 初年度契約の保険始期日以降に要介護状態となり、かつ、初年度契約の保険始期日から 1 年を経過した後に開始した就業障害については、保険金をお支払いします。	—	—	○	—	—	—	—
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？	○	○	○	○	○	○	○

3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。

*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

スマートフォンから
東京海上日動へ直接事故の連絡が
できるようになりました！

団体総合生活保険専用！
二次元コードで事故受付！

おケガ・ご病気のご請求

加入者票の二次元コードをスマートフォンで読み取ると、直接専用サイトで事故の受付ができます。



証券番号・二次元コードは毎年5月1日に変更となります。事故日が「団体保険加入者票」の保険期間内であることを必ずご確認ください。事故日が保険期間外の場合、事故の受付が出来ませんのでご注意ください。

二次元コードをご利用できない方・左記以外のご請求

- ・二次元コードをご利用できない方および
- ・個人賠償責任
- ・携行品損害
- ・ホールインワン・アルバイトロス費用

の事故の受付につきましては、お電話での事故受付となります。下記、事故受付センターへご連絡ください。

事故受付センター
(東京海上日動安心110番)

0120-720-110

受付時間：24時間365日

共通

Q：誰が加入できますか。

加入者（加入のお申込みをされる方・保険料を支払う方）はキャタピラージャパングループおよび関係会社の役員または従業員の方となります。被保険者（保険の対象となる方）については、「保険の対象となる方（被保険者）について」のページをご確認ください。

Q：本人は対象にせず、家族のみでも加入できますか。

加入できます。加入可能な家族の範囲は「保険の対象となる方（被保険者）について」のページをご参照ください。ただし、加入者（加入のお申込みをされる方・保険料を支払う方）は、役員または従業員本人のみとなります。

Q：役員・従業員の配偶者（役員・従業員ではない）の別居の両親は加入できますか。

加入できます。「保険の対象となる方（被保険者）」ご本人として加入できる家族には、同居か別居かにかかわらず、役員・従業員の配偶者の両親も含まれます。詳しくは「保険の対象となる方（被保険者）について」のページをご確認ください。

Q：毎年、加入依頼書が送付されてきますが、提出しないとイケませんか。

自動更新ですので、ご加入内容に変更がない場合は、ご提出不要です。ご加入内容や、お客様情報に変更がある場合は、必要事項を記入の上、ご提出ください。

Q：加入依頼書をなくしてしまいました。

加入依頼書を再送付致しますので、代理店までご連絡ください（ご加入内容や、お客様情報に変更がなければ、自動更新されますのでご提出は不要です。）。

Q：保険証券は、どこに届きますか。

お送りするのは保険証券ではなく「団体保険加入者票」で、ご加入者様の住所に送付されます。

Q：保険料の支払い方法は。

毎月の給与より引き去ります。保険契約開始月の2か月後から給与引去りを開始します。

例：保険開始月が5月の場合、7月の給与から毎月引去となります。

Q：年末調整・確定申告時に保険料控除の対象になりますか。

お支払いいただく保険料のうち、所得補償・団体長期障害所得補償・介護補償・医療補償・がん補償が、【介護医療保険料控除】の対象となります。上記以外の補償の保険料につきましては、保険料控除の対象となりませんのでご了承ください。

※上記「税法上の取扱い」は、今後税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

中途加入について

Q：今回の募集期間に申込みが間に合わない場合、来年まで入れませんか。

中途加入が可能です。何日からでも加入は可能ですが、毎月の応当日（1日）を基準に、保険料は1ヶ月分いただくこととなります。

その他共通

Q：単身赴任で配偶者と別居になります。配偶者の補償は更新できますか。

更新できます。配偶者については全ての補償で、役員・従業員との同居を条件としていません。配偶者の定義は「保険の対象となる方（被保険者）」のページをご確認ください。

Q：子供が就職して別居します。現在加入している補償は更新できますか。

更新できます。婚姻歴のない未婚のお子様については、別居となることで更新できなくなる補償はありません。

Q：子供が結婚して別居します。現在、「家族型」で加入している補償は更新できますか。

既婚の別居のお子様は「家族型」では補償対象外となります。

事故発生時

- Q：保険金請求はどこに連絡すれば良いですか。**
裏表紙に記載の《事故時の連絡先》へご連絡ください。

日本国外の取り扱いについて

- Q：海外で起きたケガや事故等も補償の対象となりますか。**
日本国内のみの補償は、住宅内生活用動産、ホールインワン・アルバイト費用、弁護士費用等補償となります。また、個人賠償責任のうち、他人から借りた物の賠償責任は日本国内で借りた物のみ対象となります。それ以外の補償については、海外での病気・ケガや事故もお支払いの対象となります。なお、個人賠償責任の示談交渉サービスは国内での事故（訴訟が国外で提起された場合等を除く。）に限ります。

傷害補償

- Q：骨折し、ギプスで固定しています。通院保険金の支払いはどうなりますか。**
通院された場合、傷害補償の通院保険金を通院された日数に応じてお支払いします。また、ギプス等で固定した箇所が長管骨や長管骨に接続する上肢または下肢の三大関節部分、脊柱、顎骨または顎関節等であった場合には、常時装着した日数を通院した日数に含んで通院保険金をお支払いできる場合があります。※手や足の指の固定の場合は、ギプスを常時装着していても通院した日数に含むことができず、実際に通院された日数に応じた保険金のお支払いとなります。

医療補償

- Q：現在妊娠していますが加入できますか。**
妊娠されている方も加入可能ですが、告知時点で正常分娩以外の入院（帝王切開等）が決まっている場合等、健康状態告知の質問に「あり」がある場合はご加入頂けません。
- Q：日帰り入院は補償の対象になりますか。**
病院から発行された領収者や診療明細書で「入院料」が算定されている場合や、診断書の入院期間欄に記載がされている場合等はお支払の対象となります。
- Q：病気になって入院や手術をすれば、どんなものでも保険金が支払われますか。**
病気を被り保険期間中に入院・手術をされた場合にお支払対象となります。人間ドックのための入院や、正常分娩、美容整形上の手術等はお支払対象外となります。詳しくは「補償の概要等」の「医療補償」のページをご確認ください。
- Q：検査入院しました。入院保険金の請求はできますか。**
身体に異常がありその原因を精査するための入院をされた場合は、治療を目的とした入院としてお支払の対象となります。人間ドック等のための入院はお支払いの対象外となります。
- Q：帝王切開や吸引分娩は手術保険金の対象となりますか。**
対象となります。吸引分娩の手術に関しては基本的にはお支払対象となりますが、健康保険の適用がない場合（「公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術」ではない場合）はお支払の対象外となる可能性がございます。
- Q：角膜を強靱化するレーシックの手術をしたが、医療補償の対象となりますか。**
レーシック手術は健康保険対象外のため、医療補償でも保険金のお支払対象外となります。手術保険金の補償の対象になるのは、「公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術」となります。
- Q：海外で入院した場合も補償されるのでしょうか。**
日本の病院（医療法に定める日本国内にある病院または診療所）と同程度であると東京海上日動が認めた医療施設への入院であれば、対象となります。

Q：手術保険金の支払われ方について知りたい。

「公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術」が対象（ただし、傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術もあります。）です。また、入院中以外の手術か入院中の手術か、重大手術に該当するかにより支払倍率が決まります。詳しくは、「補償の概要等」の「医療補償」のページをご確認ください。

Q：先進医療にはどのようなものがありますか。

先進医療とは、新しい医療技術・患者ニーズの多様化等に対応することを目的に、厚生労働大臣が定める基準に合致した医療機関で行われる高度な医療技術等をいいます。認定されている医療技術、医療機関等の詳細は厚生労働省のホームページをご参照ください。なお、保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。

Q：既存の疾病があるのですが、新規加入はできますか。

お申込時に「健康状態告知書」に正確にお答えください。告知内容によっては、残念ながらご加入できないこともございます。

Q：成人病で入院する場合、成人病追加支払特約をセットしていないと補償してもらえないのでしょうか。

成人病追加支払特約を付帯していなくても基本補償で補償されます。成人病追加支払特約を付帯し成人病で入院された場合、基本補償の疾病入院保険金と成人病入院保険金を合算した保険金をお受け取りいただけます。

介護補償

Q：「一時金払タイプ」と「年金払タイプ」の両方に加入することはできますか。

加入できます。両タイプのご加入をご希望の方は、加入依頼書が別途必要となりますので、代理店までご連絡ください。

携行品損害

Q：携帯電話・スマートフォンを落として画面が割れてしまいました。携行品損害補償で対象となりますか。

対象となりません。携帯電話・スマートフォン・ノート型パソコン等は補償の対象外となっています。対象外となる携行品については「補償の概要等」の「財産に関する補償」の携行品特約のページをご確認ください。

個人賠償責任

Q：補償の対象となる受託品とはどのような物ですか。

国内で他人から借りた物や預かった物をいい、レンタル中のスキー用品を誤って壊してしまったり、他人から借りた旅行カバンを盗まれたとき等で法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。ただし、受託品のうち携帯電話やノート型パソコン、受託した地および時における価額が1個または1組で100万円を超える物等は保険金のお支払対象外となります。詳しくは「補償の概要等」の「個人賠償責任」のページをご確認ください。

ホールインワン・アルバトロス費用

Q：セルフプレーでのゴルフの際にホールインワンを達成した場合、目撃証言は誰にもらうのですか。

ホールインワンの請求には①同伴競技者および②同伴競技者以外の第三者の目撃証明が必要となります。キャディーを同伴していないセルフプレーの場合は、同伴競技者以外の第三者（同伴キャディーの他に、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティーのプレイヤー等をいいます。）の目撃証言がある場合限り保険金をお支払いします。

※ただし、同伴競技者以外の第三者には、帯同者は含みません。なお、ビデオ映像等によりその達成を客観的に確認できる場合は、目撃証明の代替とすることも可能です。

団体総合生活保険の 2022年10月1日以降始期契約のご加入者様

東京海上日動火災保険株式会社

団体総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご加入いただいております団体総合生活保険について、2022年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

募集パンフレットおよび加入依頼書等を併せてご確認ください、ご不明な点や詳細につきましては代理店または弊社までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

敬 具

1 新たに提供するサービス

改定項目	概要
【弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）の付帯サービス】 「いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル」の新設	「弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）」の付帯サービスとして、本特約の保険の対象となる方向けに「いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル」を導入します。本サービスの内容は以下のとおりです。 『いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス』 ● いじめ・嫌がらせ等に関する対応方法（加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等）について弁護士に電話相談いただけるサービス 『痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス』（※） ● 痴漢に遭ったときや痴漢と間違われたときに、対応方法について弁護士に電話相談いただけるサービス ※現在提供中の「痴漢被害・冤罪ヘルプコール」の名称を変更いたします。

2 改定点

○印のある補償について、下記のとおり改定いたします。

変更する補償			
①傷害補償		②がん補償	
変更する補償		改定項目	概要
①	②		
	○	がん補償における健康状態告知書の簡素化、ご加入いただける方の範囲拡大	がん補償の健康状態告知書について、質問項目数の削減やがん罹患リスクと関連性の低い病気の方のご加入を可能とする等、告知内容を大幅に簡素化するとともにご加入いただける方の範囲を拡大します。
○		みなし通院における「ギプス等」の規定改定	通院日数にかかわる「ギプス等」の規定について、自賠償保険の支払基準に内容および表現を合わせます。

このご案内は、2022年10月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

お申込み方法

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」を必ずご確認ください。

申込締切日		2023年3月10日（金）
保険料の払込方法		毎月の給与より引き去ります（7月給与より引去開始）。
新規ご加入の方		以下①②いずれかの方法にてお手続きください。 ①ネット募集システム「e-CHOICE」でのお手続き方法 「e-CHOICE」の「お手続きサイト」にアクセスし、必要事項を入力してお手続きください。 URL http://ezoo.jp/ds4/A0023162305 ②加入依頼書でのお手続き方法 「加入依頼書」の必要事項をご記入・ご署名のうえ、MHI保険サービスへご提出ください。加入依頼書の記入方法等につきましては、「加入依頼書の記入例」をご参照ください。
現在ご加入の方	変更を希望される方	上記「新規ご加入の方」に記載のお手続きと同様にお手続きください。更新を希望されない方も同様にお手続きください。
	前年同等プランで更新される方	今年度の募集パンフレット等に記載の内容にご同意いただける方につきましては、特段のご加入手続き（「お手続きサイト」でのお手続きや加入依頼書のご提出等）は不要です（自動更新になります。）。*1
随時加入OK!	上記申込締切日以降の取扱い	新規加入・加入内容変更の受付を随時させていただきます。詳しくは下記までお問い合わせください。

*1 現在ご加入の方につきましては、上記の申込締切日までにご加入者の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

現在ご加入の方への大切なお知らせ

今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点は「団体総合生活保険商品改定のご案内」のとおりとなりますのでご確認ください。

■この保険は、キャタピラージャパン合同会社を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてキャタピラージャパン合同会社が有します。

《お問い合わせ先》

代理店

MHI保険サービス株式会社

CJ営業部... TEL 0120-768-713 メール cjsagami@mhiins.co.jp

（受付時間：平日午前9時～午後5時）

保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

本店営業第一部営業第一課... TEL 03-5223-1418

ホームページ
アドレス

<https://www.mhiins.co.jp>

ホームページ上でもパンフレットをご覧いただけます。



《事故時の連絡先》

代理店

MHI保険サービス株式会社

CJ営業部 TEL 0120-768-713

（受付時間：平日午前9時～午後5時）

事故受付センター（東京海上日動安心110番）

TEL：0120-720-110

（受付時間：24時間365日）